

# 令和5年3月森町議会定例会会議録

1 招集日時 令和5年3月22日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年3月22日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	比奈地 敏彦	総務課長	村松 成弘
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
健康こども課長	朝比奈 礼子	産業課長	長野 了

上下水道課長 岡本 教夫

学校教育課長 塩澤由記弥

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤 豊久

議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

————— 一般質問

議案第35号 令和5年度森町一般会計補正予算（第1号）

< 議事の経過 >

議長

（中根幸男君）出席議員が定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

発言するときは、座ったままでマイクボタンを押し、マイクの正面から発言するようにお願いします。

また、発言が終了したときにも、マイクボタンを押しするようにお願いします。

日程第1、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

6番、岡戸章夫君。

登壇願います。

6番議員

（岡戸章夫君）6番、岡戸でございます。

通告のとおり、二問町長に混合方式にて伺います。

まずは、公共水道の漏水についてです。

森町公共水道事業において、令和3年度の有収率が79.13%と  
のことで、毎年約80%弱の推移となっております。これは、令和  
元年度静岡県平均の83.8%と比較しても下回っています。有収率  
とは、配水した数量と実際に供給を受けた水量の比率であり、水

道事業においては重要な指標の一つと考えます。一般的に有収率が低い原因は、漏水やメーターの感知不能、公共用として使われる消防用水などいくつかの要因が考えられますが、今回は大きな要因の一つとして考えられる漏水の現状と対策について伺います。

具体的には、一つ、令和元年から令和3年までの直近3年間の有収不可であった水量と有収率及びその金額換算について。

二つ、現在の漏水対策はどのように行われているか。

三つ、今後の有収率の見込はどうかです。

次に、大河内簡易水道の延伸についてです。

大河内簡易水道は、現在15戸が利用されていますが、空き家などの増加に伴い給水人口が減少し、使用料も減少傾向にあることと思います。一方で、昨年大河内地区において、民間のレジャー施設である「ミリオンペタル・バイクパーク」がオープンし、既に1,000人ほどの利用者が訪れているとのことで、今後の成長が大いに見込まれます。

しかしながら、現在この施設には山の尾根という地形から水道が通っておらず、利用者が大変不便をきたしているとのことです。

そこで今後、森町の観光や関係人口に大きく貢献していく施設であることから、大河内簡易水道を延伸することで双方にメリットがあると考えますが、当局の考えを伺います。

議 長  
町 長

( 中 根 幸 男 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太 田 康 雄 君 ) 岡戸議員のご質問にお答えいたします。

通告では「上水道の漏水について」というように受けておりますので、初めに「上水道の漏水について」申し上げます。

一点目の「令和元年度から令和3年度までの直近3年間の有収不可であった水量と有収率及び金額換算について」のご質問でございますが、初めに数値の算出方法について申し上げます。

有収不可であった水量の算出方法といたしましては、全ての配水量から、水道使用者が実際に利用し、検針した水量との差し引

きにより算出し、有収率につきましては、検針した水量を全ての配水量で除した割合としております。また、金額換算につきましては、有収不可であった水量に、現在の1立方メートル当たりの税込み単価である99円を乗じて算出しております。

令和元年度は、有収不可水量59万4,504メートル、有収率79.51パーセント、金額換算では5,885万5,896円となります。令和2年度は、有収不可水量61万322立方メートル、有収率79.21パーセント、金額換算では6,042万1,878円となります。令和3年度は、有収不可水量61万6,010立方メートル、有収率79.13パーセント、金額換算では6,098万4,990円となります。

二点目の「現在の漏水対策は、どのように行われているか」につきましては、漏水は、地上に水が吹き出し明らかに漏水であると認められる地上漏水と、目視では把握できない地中で漏水している地下漏水の2種類がございます。対策といたしましては、地上漏水の場合は、早急に漏水修繕を実施しておりますが、地下漏水につきましては、目視確認ができないため、どこでどれだけ漏水をしているのかが不明な状況であります。このため、地下漏水に対しましては、漏水調査を実施し、漏水対策工事を進めていく方法がございます。

現在、森町水道事業が実施している対策といたしましては、調査に費用や期間をかけるより、平成30年度に策定した「アセットマネジメント及び経営戦略」や令和元年度に策定した「管路更新計画」に基づき優先順位付けをして、老朽管の効率的な更新を実施することで、漏水率を下げる方針で対応しております。加えて、漏水が起りやすく耐震性の低い石綿セメント管の布設替もこれまで積極的に実施し、令和2年度をもって完了しております。

三点目の「今後の有収率の見込みはどうか」についてですが、耐用年数を超過する老朽管の比率をできる限り押さえるよう、引き続き管路更新を積極的に実施してまいります。

更に、現在、静岡県が策定しております「静岡県水道広域化推

進プラン」、そして、このプランに基づき、より具体的な施策を盛り込むとされております「静岡県水道基盤強化計画」の策定後には、近隣市との連携による漏水調査や材料調達等、連携可能な項目は広域で実施するなど、スケールメリットを活かした対策も併せて検討し、そして、これらの対策を実施することで、90パーセントの有収率を目指してまいりたいと考えております。

次に、「大河内簡易水道の延伸について」申し上げます。

議員ご承知のとおり、大河内簡易水道事業につきましては、現在の給水戸数は15戸、給水人口は19人と大変小規模な事業運営となっております。このため、今後、大河内簡易水道は、簡易水道事業として単体での運営は、困難極まりない状況にあると考えております。

まずは、そのような状況を踏まえながら、水道管の延伸が物理的に可能なのか検証する必要があります。現在の大河内簡易水道の末端付近に位置しております大河内公民館付近から、ミリオンペタルバイクパークまでの距離はおよそ1.7キロメートルであります。また、既存水道施設とミリオンペタルバイクパークとの標高差を考慮した動水勾配、水道管の口径、水道管内の摩擦力等調査検討が必要であり、更に、元来、水源の水量が豊富とは言えない同簡易水道で、必要給水量や水道を同時に使用した場合の区域内使用水量の予測検討などの設計に関する専門的見地からの水利計算を実施しなければ、給水が可能かどうかの判断が困難でございます。

次に、費用負担の面から申し上げます。

簡易水道給水条例によれば、給水に係る費用負担は原則として原因者が負担することとされております。町が費用負担をして、水道管を布設するケースとしましては、企業誘致に関わるインフラの先行投資として、水道管を道路整備工事と併せて町が布設するという事例がございました。これは、インフラを町が先行投資することによって、企業にコストメリットが生まれ、企業進出、

企業誘致にプラスの要因となり、また、水道事業としても、使用水量の更なる増量に伴う収益の増加が見込まれるという双方にメリットがある場合がございます。

議員ご質問のミリオンペタルバイクパークが事業地として選定された場所は、元々水資源の乏しいところであり、事業者も承知の上で事業展開をしておられると推察いたします。町が費用負担できるのかどうかの判断は、給水に係る建設改良費を投資しても、使用料収入の増加が見込まれ、投資した金額を回収できるものであれば、可能であると考えます。

しかしながら、ミリオンペタルバイクパークの現在の水需要と水道管を延伸した際に、沿線の住宅建築や企業立地等による水需要の増加は可能性が低いことを考慮いたしますと、町が費用負担をすることは非常に困難であると考えます。

以上、申し上げまして答弁といたします。

( 中根 幸男 君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) それでは、再質問させていただきます。

最初に漏水の件ですけれども、ただ今現状を伺いました。従来から議会の決算審議等の中でも指摘がありましたけれども、なかなか難しい問題でもあり、漏水とはそういうものなんだなどの認識に留まっていたわけですけれども、今回はそこに少し焦点を当ててみたいなと思っております。

森町の現状は、今わかりました。金額換算も出していただきまして、おおよそ6,000万円くらいの損失が出ているんだなという現状もわかりました。そこで、森町の状況は今お聞かせいただいたので、近隣市の有収率の現状がどうかも、少し調べさせていただきました。

今、スクリーンでお出ししましたけれども、これは令和3年度の近隣の有収率でございます。森町が今79.13パーセントということで、磐田市さんが83パーセントで、袋井市さんが90.7パーセント、掛川市さんが86.8パーセント、菊川市さんが85パーセント

議長  
6番議員

ということです。これを見てわかるとおり袋井市さんがすごく高いんですけれども、これもちょっとびっくりしたんですけども、伺ったところ、既に平成の合併の頃に石綿管の布設替が完了していて、古いタイプのもも平成25年までに完了済みとのことで、そういった効果が出ているのではということでありました。ですので、袋井市さんを除いては、近隣市では若干差はあるものの同様の問題を抱えていることがわかります。また、どの市においても、漏水対策は森町同様に本庁による検査ですとか、非常に時間がかかる中、いろいろ対策をとられているというお話でした。

そのような中で、漏水対策について一つ先進的な取組をしている愛知県豊田市さんの上下水道局水道維持課さんに今回、お話を聞いてまいりました。スクリーンをご覧ください。

豊田市さんでは、令和2年から衛星データを活用したAI水道管劣化予測ツールを導入し、漏水箇所の予測精度の向上に取り組んでいます。委託業者は「ジャパン・トゥエンティワン」社で、これはアステラ社というイスライのベンチャー企業の日本の代理店とのことです。スクリーンに映されているように、JAXAが打ち上げた人工衛星「だいち2号」の衛星からマイクロ波による写真を撮影し、そのデータをもとに漏水箇所を判定するというシステムです。

ここで、水道課長に質問です。このような技術があるということとはご存知でしたでしょうか。

議 長  
上下水道  
課 長

( 中 根 幸 男 君 ) 岡本上下水道課長。

( 岡 本 教 夫 君 ) 上下水道課長です。ただ今の岡戸議員のご質問にお答えいたします。

このアステラ社のAI漏水調査につきましては、令和4年5月の遠州水道担当課長研究会というものがございまして、そちらの会議の中で、「ジャパン・トゥエンティワン」さんから30分弱ではございましたけれども内容のご説明がございましたので、中身については一通り承知はしているところでございます。以上です。

議長  
6番議員

( 中根幸男君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡戸章夫君 ) そういうことであれば、話が理解していただけるかと思います。

「だいち2号」は、災害や森林状態とか地殻変動などのデータ収集を主な目的に使われているわけですがけれども、そういった応用技術を活用して、地中の水の状態を埋設された水道管の位置と照らし合わせて漏水箇所をあぶり出すものです。これにいち早く目をつけた豊田市さんですがけれども、実際のところはどういう感じかというところを伺いました。豊田市さんは平成29年に近隣市とも合併しましたがけれども、その結果、山間部の漏水が多く課題となっており、従来の聴力検査では非効率であったということです。

そこでまず気になる費用ですがけれども、契約は1回ごとで、ワンショットの撮影。これは1回の撮影で50キロ掛ける70キロの非常に広範囲で撮影ができるということで、ワンショットの契約。それから、それに対しての解析量が費用とのことでした。金額を伺いましたところ、秘密保持契約により非公表ということでした。しかしながら、数百万円ということのお話でした。使い勝手については、アステラ社から届くデータは緯度・経度で表示されているため、実際の水道管の埋設データとすり合わせないと、調査員がそれをそのまま生データを見ても、これがどこであるかということがわからないため、そのマッチングを別途委託して、見やすい図面を作成したそうです。また、パイロット価格ということで、次回からは正規の価格になるということで、そのようなお話もされてました。

次に精度ですがけれども、正直なところ、今、表のところ調査結果という数値が出されています。一番下のところに漏水1か所、漏水発見箇所の増加ということで、従来、69件であったのが259件とか、令和2年の実績が出ています。パーセンテージにすると大体30パーセントぐらいの精度だということで、これが多いのか



少ないのかというのは、豊田市さんでも非常に議論が分かれるということをおっしゃられました。ただ、国柄の違いといいますか、アステラ社さんとしては効果が出ているというような形で、でも日本人の我々の感覚だと、もっと8割とか9割が出て、やはりこの技術が効果があったなという判断をするので、そこら辺のところもあっていろいろ考えるところがあるということでした。

そういったことから、新たに令和4年から令和5年3月にかけて、JAXAのベンチャー企業であります「株式会社天地人」さん、それから「フジ地中情報株式会社」と連携し、新たな実証実験に取り組んでいるとのこと、こちらにだいぶ期待をしているとのことでした。こちらは日本の企業さんなので、かなり期待をしているというお話でした。3月に終わったということですのでちょっとお話も伺ったんですけども、まだこれからそれをいろいろ精査していくところなので、とりあえずまだ新しい情報はないというようなお話でした。

それで、今スクリーンに出させていただいているのは、今概略をお話させていただきましたけれども、右の上のところに衛星から撮った写真があって、地上と地下のマイクロ波を衛星から落として、それが反射して返ってくる。それを漏水に対して反射してくるというところを抽出して、ここは漏出しているんじゃないかなといった仕組みになっているそうです。

今、課長から少しお話ありましたけれども、遠州水道担当者会議についてですけれども、この会議はどのような会議であるか教えていただけませんか。

議 長  
上下水道  
課 長

( 中根 幸男 君 ) 岡本上下水道課長。

( 岡本 教夫 君 ) 上下水道課長です。

一番の目的といたしましては、遠州水道を受水しております5市町、浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、森町の5市町が集まりまして、受水費低減のためにいろんな研究を重ねて、薬品費を下げているとか、電気料をもっと下げられないとか、いろんな

議題を持って研究をしておるわけですが、5年ごとに遠州水道、県水の受水費も改定がされておまして、毎年、県の総括原価の検証をこの研究会の中でやっておまして、何故今年は金額が上がっているのか、これが下がっているのかといったこの細かいところまで検証をしているといったような組織になっております。以上です。

議長  
6番議員

( 中根 幸男 君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) 了解しました。

冒頭でも少し触れましたけれども、近隣の市も同様の漏水というような問題を抱えているということで、今回、これを広域で連携して、今紹介したこういった衛星技術を活用できないかというのが今回の質問、提案の肝であります。当然、森町単独では非常に費用もかかりますし、また、実際森町のエリアだけで見ますとそんなに広くはないので、そのためだけに50キロ、70キロ範囲の写真を撮っても、それはまた無駄というわけでもありませんけれども、そこでおそらく50キロ掛ける70キロというと、湖西、浜松辺りから藤枝辺りまでカバーできてくるくらいの広さなんじゃないかなと思います。そこで、広域連携でこそこういった技術のメリットが活かされるのではないかなと思っております。

実際のところ、長野県の企業局と上田市と松本市が、広域連携でこの取組を行っていることで聞いております。そういったことをやっている自治体も出てきているということで、今後の潮流になっていくのかなとも思ったりいたします。ですので、課長は4月から変わられますけれども、次の課長にまた話を引き継いでいただいて、ぜひ先ほどの会議で提案してみたいかと思いますが。

議長  
上下水道  
課長

( 中根 幸男 君 ) 岡本上下水道課長。

( 岡本 教夫 君 ) ありがとうございます。ぜひまた提案させていただきたいと思っております。

それと最新の情報で、このアステラ社のAI衛星画像の話ですが、実は浜松市さんが始められたというようなことをちょっと聞

きました。それが令和4年・5年の債務負担でやられていると。エリアとしては、浜名湖から天竜川エリアの東名から南側というエリアをやるそうです。これにつきましては、委託料が約1,800万ということで聞いております。令和5年度の早い段階でこの委託の成果が多分また出てくると思いますので、ぜひそれを参考にさせていただきながら、森町でも取組が可能かどうか検証させていただきたいと思います。以上です。

議長  
6番議員

( 中根 幸男 君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) ぜひ、提案したからすぐやりましょうという話にはなかなかならないとは思いますが。一番大事なことで、豊田市さんに実際のところ対費用効果はどうですかというような話も聞かせていただきました。豊田市さんでもいろんな視察や相談等をもう既に160数件いただいているということで、その度にそこでお話をされているそうですけれども、なかなかこれをやったからといって、現実的にすぐにこの大きな効果が出ることはないだろうと。ただ、いろんな調査を委託しておりますので、そういった委託費については下がってくるんじゃないかなということで言っておられました。豊田市さんの担当の方が一番おっしゃっておられたのは、人口減少の中でこういった技術職員の方のなり手不足とか、働き方改革などのこういった改修に向けても、大きな目的の一つとして取り組んでいるということでありました。これも今言われているDXの一つかなと思いますし、先端技術を導入することでこれまでなかなか解決できなかった問題を少しずつ解決していくといったことも必要かなと思っております。今後に向けて、ぜひ検討していただきたいなと思っております。

それでは次に、大河内簡易水道の延伸について、再質問させていただきます。

スクリーンをご覧ください。こちらはミリオンペタルバイクパークの写真です。低迷する木材価格の中、森林の新しい活用とい

うことで若い世代の方たちが集まり、この施設を立ち上げました。マスコミ等でも紹介されましたけれど、まだまだ知らない方が多いと思いますので少し紹介をいたします。

大河内の山奥で、地主さんとヤマハ発動機さんの社員の方たちがマウンテンバイクという野山を走るタイプの自転車が、思う存分走れるコースを作りました。マウンテンバイクは今世界的にブームで、このミリオンペタルバイクパークは、ここ先日もヤフーのトップニュースに取り上げられるなど、非常に注目を浴びていることと思います。彼らは自分たちのこの楽しみだけではなくて、このマウンテンバイクを通じて地域、森町を活性化させたいとの願いを持っており、日本のみならずインバウンドをはじめとして、世界に目を向けた視野を持って、この施設をスタートさせました。実際、既に利用者の方は、名古屋とか静岡からとか、森町を目指して幅広くやってきて、なんと先日はマウンテンバイクの世界チャンピオンでありますブライアン・ロープスさんという方が、日本に訪れた際にミリオンペタルにも立ち寄ってくれたそうで、冒頭お話ししたように森町の観光や観光人口の創出に大きく関わっていくものと確信しております。

こちらの隣は静岡県山林協会も、山林のこういった事業だけじゃなくて、山林の新しい活用ということで、これは写真を募集したところ、準特選にこのミリオンペタルパークの写真が準特選に選ばれました。一応撮影者は隣にいる川岸さんの写真がこうやって選ばれたりして、そういった山林、林野庁をはじめとする山林の関係の方も、森林の新しい活用というのに、今、非常に力を入れているところがございます。

さて、そこで問題ですけれども、質問しましたようにここは水利がなくて、利用者も不便をきたしているわけです。トイレは、ご覧のようによく建築現場で見かけるような仮設トイレ。手洗いのポリタンクを置いてそこで手を洗ったりとか。それから、最近ではここで一緒にカフェをやってくれる掛川の方ですけれども

いらしているようで、女性の方ですけれども、掛川の自宅から40リッターぐらいタンクに水を持ってきて、そこでカフェを運営しているとか、そんなことも言うておられました。また、この施設のトイレだけじゃなくて、ハイキングとか訪れた方にもこういったトイレも施設も気軽に使ってもらえるよう公共的な役割も果たしているということ。それに対して、やっぱり水道が必須かなと考えております。

町長からの答弁でもありましたように、これが地図ですけれども、こちらが大河内森線で、ダムから上がってきてぐるっと回って、ここに寺田商店、簡易郵便局のところから、この地図では下の方ですけれども尾根伝いにずっと行って、ここにミリオンペタルバイクのコースがあるよということ。こちらは藤枝天竜線線がずっと通っているわけです。

ですので今提案しているのは、ここまでは水道が来ておりますので、この約1.7キロ間を何とか延伸できないかというお話です。道路沿いの土地も大概このコースは地主さんの土地であるので、そういった意味でもとりあえず調査費といいますか、見積もりといいますか、それをまずは算出していただいて、その上でそれが町長のお話にあったように妥当なのか、そこまでは難しいのかと思いますけれども、見積もりだけでもお願いできませんでしょうか。

議 長  
上下水道  
課 長

( 中 根 幸 男 君 ) 岡本上下水道課長。

( 岡 本 教 夫 君 ) 上下水道課長です。

今、言われた調査費につきましては、何件か設計屋さんにとちょっとあたってみて、概算になるかもしれませんが、その辺りは一度ヒアリングしてみたいと思います。以上です。

議 長  
6 番議員

( 中 根 幸 男 君 ) 6 番、岡戸章夫君。

( 岡 戸 章 夫 君 ) ありがとうございます。

投資してそれがなかなか実になったものかというのは、この事業だけでなく、森町でいろんな事業をやっている中でもあると思

います。それが果たしてそれだけの投資に見合ったものかという  
そういった中でも、やはり観光という面で見ますと、森町を点で  
見るだけではなくて、2D、3Dで見て幅広くやっていかなければ  
いけないというのはご承知のことと思います。

ミリオンペタルさんの立ち上がりのときには、特に産業課長に  
もお話を聞いていただいたりして、彼らの意思は十分理解してい  
ただいていると思っております。アクティ森で自転車をレンタル  
して、ミリオンペタルまで登ってきて、あそこで1日遊んで、そ  
れで今後計画が予定されている城下のサウナでひと汗かいて帰る  
といった流れも、この先目に浮かんでくると思います。そういつ  
た意味でこんな良い展開はないと思うんですけれども、それには  
先ほど言ったようにやはり来ていただくお客さん、利用者さんが  
気持ちよくトイレにしろカフェにしろ、帰りには多少泥で汚れた  
りするので、そういったときに自転車をやっぱり洗って帰りたい  
という方もおられるようなんですね。そういったところを理解し  
ていただきたいなと思っております。

あと水道に関してですけれども、補助金というのがなかなかつ  
かない事業かと聞いております。ですので、こういったことをや  
るときに何か良い補助金が使えないかということ。もう一つは、  
今、水道行政というのは厚労省の管轄だと思います。それが来年  
の令和6年度に国交省に移管されるという話も聞いておりますの  
で、感覚的には国交省になったら少し補助金が何か出るんじゃない  
かなと素人的には考えたりもするんですけれども、そこら辺の  
補助金の様子とか、ちょっとお話を聞かせていただければと思い  
ます。

議 長  
上下水道  
課 長

( 中根 幸男 君 ) 岡本上下水道課長。

( 岡本 教夫 君 ) 上下水道課長です。

水道事業につきましては、今、岡戸議員おっしゃるとおり、厚  
労省から国交省へと移っていくということでございます。水道に  
関しての補助金ということでございますが、確かにおっしゃると

おりで、具体的に補助があるものといえますと、飲料水供給施設の補助金。ただしこれにつきましては、2軒以上の家屋が必要ですよという制約がございます。それからあとあるとしたら、協働のまちづくり交付推進事業というのが企画財政課でございます。こちらについても、今回のケースとはマッチングがなかなか難しいよということでございます。しかも、かかった経費の2分の1の30万円が上限ということでございますので、なかなか水道を引くというためのお金としては、ちょっと厳しいところがあるのかなというのは思うところでございます。

確かにおっしゃるように、頑張る事業者とか企業に対して町が支援できる施策というものが無いのかということでございますので、またそういう観光とか地域活性化とか、違った視点から新しいそういった補助制度というのは、町としても研究していく必要があるんじゃないかというのは、私も考えるところでございます。国交省からそのような補助メニュー的なものというのはまだ何も示されてはおりませんので、その辺も併せて研究させていただきたいと思っております。以上です。

議長  
6番議員

( 中根 幸男 君 ) 6番、岡戸章夫君。

( 岡戸 章夫 君 ) ぜひ今後の動きにちょっと注目、期待をしたいところであります。

それでは最後に質問です。

町長には、日頃よりヤマハさんのパスをはじめとして、森町のそういった自転車を通じてのまちの活性化には力を入れていただいております、大変心強く思っております。また、今、提案したような内容も、町長も決裁とか判断を下すにはなかなか難しいかと思っております。それには一つ現地視察が必要かなと思っております。ミリオンペタルさんがオープンするころ、オープニングイベントにたまたま雨が重なって、町長もご招待していたところちょっと叶わなかったところがあったりもするので、期も変わりまして来年度になって落ち着きましたら、ぜひ町長も日頃の疲れのリフレッシュ

議 長  
町 長

シュを兼ねて現地視察していただきたいと思いますが、ご案内しますのでいかがでしょうか。

( 中根 幸男 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田 康雄 君 ) ありがとうございます。

ミリオンペタルバイクパークさんの件につきましては、林野庁でしたかね、賞をいただいたという報告も受けておりますし、また、その後もいろんなイベントでも代表者である甚沢さんとはお会いをしているところです。

岡戸議員がおっしゃったように、当初、オープニングイベントにということでしたけれども、あいにく雨でイベント自体が中止になってしまったということがあります。私も現在「パスのふるさと森町」を中心として、アシスト付き自転車の活用をまちづくりに活かしていくということで、各方面と連携を進めているところです。昨年10月に行いました試乗会にもミリオンペタルさんも出店をしていただいたということがありますので、ぜひ視察を良い機会を捉えて伺いたいなと思っております。

それから本日のご質問、ご提案でございますが、確かに水資源が乏しいということは明らかだと思えますし、それが充実すれば利用者の皆さんも利用しやすくなるし、また、さらに利用が増えるということも想定されます。ただ、その水資源を大河内簡易水道に頼るのか。最初の答弁でも申し上げましたように、豊富な水量であるとは決して言えない中で、水量を増やすところまでそれに合わせて改良するのかというと、それはなかなか難しい問題であると思えます。更に言わせていただければ、元々水資源がないということをご理解したうえで、あの地で開業されている。それには水資源がないということよりも、あの地を選択した理由があったと思えます。

とは言うものの確かに水があればより良いということですので、大河内簡易水道の延伸に限らず水資源の確保という考え方で少し我々も検討しますけれども、ぜひ事業者の方にも当然町が費



用負担するのか、事業者が費用負担するのかといえば主は事業者でありますので、町がどこまで補助できるかどうかということです。そこはぜひ事業者の方にご検討をいただければと思います。これまで事業者の方から直接水資源について、ご要望等々を受けているわけではございませんので、具体的にどのぐらいの量が必要なのか、そのためにどういうことを事業者として考えていらっしゃるのか、そのようなご提案をいただければ、私どもとしてもできる支援をしてまいりたいと考えております。

議長

( 中根 幸男 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午前10時19分 ～ 午前10時30分 休憩 )

議長

( 中根 幸男 君 ) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
3番、佐藤明孝君。

登壇願います。

3番議員

( 佐藤 明孝 君 ) 3番、佐藤明孝です。

質問方式は一問一答、質問事項を読ませていただきます。

児童等の良好な生活環境を維持するための対応策について。

質問要旨です。

昨今の児童等に対する学校生活を始めとする生活環境は、いじめや児童等に対する虐待等人権が軽視された事案が増加の一途を辿っております。これらの問題に先駆け、森町では平成29年4月1日に森町いじめ防止等対策推進条例が施行されています。当該条例は子どもに特化した条例として、対策連絡協議会や対策推進委員会が組織され、森町教育委員会がその中軸を成しております。また、近年に至り、文部科学省から教育委員会にいじめ問題への対策として、学校と警察の連携を強化する旨の通達が下達されております。この他にも静岡県警では、2政令市の児童相談所に児童虐待相談や事案等把握のため警察官を配置することが決定されており、これらから児童等を取り巻く環境が悪化している事が伺える状況です。

よって、児童等が誰も安全に等しく教育を受け、豊かな気持ち

を持って学校生活等を送る事ができるように即急な対策が必要と  
考えられます。

そこで以上のような状況を踏まえ、以下の3点をお伺いします。

一つ、教育委員会で把握している近年のいじめの実態はどうか。

二つ、森町いじめ問題対策連絡協議会及び森町いじめ防止等対  
策推進委員会の活動内容と実態はどうか。

三、令和5年2月7日に文部科学省から、「いじめ問題への的  
確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」の通達があっ  
たが、これに対する教育委員会の見解と対応はどうか。

以上の三点をお伺いいたします。以上です。

( 中根 幸男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 佐藤議員の「児童等の良好な生活環境を  
維持するための対応策について」のご質問に私、教育長から申し  
上げます。

令和3年度に全国の学校が把握したいじめの件数は、61万件を  
超えて過去最多となり、自殺や不登校等に繋がった「重大事態」  
も705件と過去2番目に多くなっております。こうした事態を受  
け、議員ご案内のとおり、令和5年2月7日に文部科学省から「い  
じめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底につい  
て」の通知が発出されたところでございます。

一点目の「教育委員会で把握している近年のいじめの実態はど  
うか」のご質問でございますが、教育委員会では、児童生徒の指  
導上の問題点を確認し、対応について検討するため、毎月定例の  
園長校長会におきまして、各学校での問題行動やいじめ等の状況  
を取りまとめ、協議事項としております。日々の学校生活において、  
本人や保護者からの訴え、担任などによる発見、アンケート調査  
等で認知したいじめ事案について、毎月4、5件の事案が提示さ  
れ、各学校からの状況報告に基づいて協議をしています。内容に  
つきましては、からかいや悪口、遊ぶふりをして叩かれる、ライ  
ン等SNS機器を利用した仲間はずれ等が多く占めております。

議 長  
教 育 長

学校におきましては、いじめを認知した場合、第一に被害者保護を最優先し、不登校などの二次的な問題に進展しないよう被害者の傷ついた心のケアに努めるため、生徒指導主事・主任を中心に担任や学年主任が被害児童生徒や加害児童生徒に聞き取り調査をして、事実を確認し指導したり、保護者に連絡をしたりして対応をしております。認知したいじめの中で、年間20件ほどの事案にこのような対応をしておりますが、早期発見、早期対応により大事には至っていない状況であります。

二点目の「森町いじめ問題対策連絡協議会及び森町いじめ防止等対策推進委員会の活動内容と実態はどうか」のご質問について申し上げます。

当町では平成29年に「森町いじめ防止等対策推進条例」を制定し、あわせて「森町いじめ問題対策連絡協議会」及び「森町いじめ防止等対策推進委員会」を設置しております。「森町いじめ問題対策連絡協議会」は、いじめ防止に向けて関係する組織が相互の連携を強化し、情報の共有化を図って青少年の健全育成を推進することを目的に、各小中学校の校長と生徒指導担当教諭、遠江総合高校の校長と生徒指導担当教諭、袋井警察署の森担当次長・生活安全課・交通課、主任児童委員、PTA連絡会会長の計22名で組織しております。昨年6月に開催した協議会では、「いじめ認知を高める取組と初期対応」をテーマに取組状況や情報を共有し、各学校での取組を改めて見直したり、協議会を通して各機関との連携・協力を更に深めたりする機会としております。

「森町いじめ防止等対策推進委員会」は、重大事態が起きた場合の実効的な対策を検討することを目的に、医師、学識経験を有する者として大学講師、弁護士、臨床心理士、社会福祉士の5人で組織しております。委員会の設置後、重大事態の発生を受けての開催はありませんが、例年、目的や取組の共有を図るために委員会を開催しており、昨年7月に開催した委員会では、森町はいじめの現状報告、ネットパトロールの状況報告、いじめアンケート

トの確認を行い、これらの報告を受けてそれぞれの立場からご意見をいただき、いじめ防止等のための対策や支援方法について協議を行っております。

なお、令和3・4年には「森町いじめ防止等対策推進委員会」委員の大学講師により、町内の全小中学校を対象に「いじめアンケート調査」が実施されましたので、令和5年4月に各学校の生徒指導担当教諭が参加する「生徒指導研修会」において、調査結果を基にした講演の実施を予定しております。この講演を通して、実態に即したいじめ防止への取組や対策により活かされることを期待しております。

三点目の「『いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について』の通達に対する教育委員会の見解と対応は」についてであります。教育委員会といたしましては、先の文部科学省からの通知にもございますように「いじめは児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、学校及び学校の設置者は、いじめを決して許さず、被害児童生徒を徹底して守り通すという断固たる決意で、全力を尽くすことが必要」であると考えております。

そして、「自分がされていやなことは、人にしない・言わない」という森町はいじめ防止のスローガンのもと、日常の教育活動や生徒指導を通して、いじめの無い学校づくりに引き続き取り組んでまいります。その取組の中でいじめを認知した場合には、迅速に対応するとともに、それを学校だけの問題として抱え込まずに、これまで取り組んできております「森町いじめ問題対策連絡協議会」や「森町いじめ防止等対策推進委員会」において、警察等の関係機関をはじめ、学校、家庭、地域との連携を図ることが重要であることを改めて認識しながら、児童生徒の健全な育成や良好な学校環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

議長  
3番議員

以上、申し上げまして答弁いたします。

( 中根幸男君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) それでは、今教育長がご答弁なさった部分ですが、②の「森町いじめ防止等対策推進委員会」の委員会の主な活動内容的なものというのが、重大事態に対応というお話でした。

実は、3月10日付で同じく文部科学省から各都道府県の教育委員会若しくは関係機関等に、文書をもって「いじめ重大事態に関する国への報告」という要請がまた参っていると思います。これについては、今お話があったように、この対策推進委員会のいわゆる分野に当たるのかなと思いますけれども、こういった文書要請については、もう教育長も既にご存知でしょうか。

議長  
教育長

( 中根幸男君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦君 ) 今の国からの報告云々という部分については、承知しております。

議長  
3番議員

( 中根幸男君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) ありがとうございます。

これにつきましては、以前は国立の学校というようなところが報告するように求められていた。なお、各市町の市長さんにも報告するという仕組みだったと思いますけれども、今度これが公立校とか私立校も含めて全て国に報告するようになったというところで大変なことではないのかなと思います。また、4月1日にはこども家庭庁も発足するという事で既に皆さんご存知のとおりだと思います。

それで先ほどの答弁の中の③の部分につきましては、今後、こういったいじめ等については迅速に対応、学校・家庭等とも連絡をとり、更には関係機関とも連絡を取って対応しますよというようなお話だったんですが、被害とか加害の児童等に対する扱いというのはそれでいいと思いますけれども、ただ、今、あまりコミュニケーションが取れていないと言われる新人の先生方について

の研修的なことや対応については、今後どのように新人の先生方を次代の対応にできるようにご指導なさるか、その点についてちょっとお伺いしたいと思います。

議長  
教育長

( 中根 幸男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) ただ今の再質問でございますけども、新人の先生に特化すると、静岡県の場合に限らず、要するに教員になると新人職員は1年間の研修が課せられます。それは学校だけじゃなくて市町であったり県であったりと、大きなくくりで言いますと、今言ういじめの問題等については、本当に先生の現実的な問題として一番心を悩ませる問題ですから、県を挙げて取り組むという姿勢はずっと続けられております。4月から先生になった新任教員については、年間数回でございますけども、全てがいじめ云々じゃないですけども、早いうちに学校の様子で一番の現実的な問題としていじめ、または課題を有する子どもたちの対応についてとかという部分の同じような対応で、県から新任研、そういう部分での講習のテーマとして扱われるようになっております。以上でございます。

議長  
3番議員

( 中根 幸男 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤 明孝 君 ) ただ今のご答弁で、新人先生はなかなか対応的なものが難しい面があると思います。

それで更に、ご答弁の中でいじめアンケートを実は昨年7月頃にアンケートを取ったというお話がありました。これにつきましては、令和5年4月のそれなりの会合のときにはアンケート結果等がまた発表されることと思っておりますけれども、このいじめのアンケートというのは、年間に何回ぐらい取られているのか。

ちょっと一例を紹介いたしますと、SOSミニレターというのがございます。これはもう常時受け付けるという方針で、袋井法務局が中心となって人権擁護委員の方がこれにあたっております。このいじめアンケート等について、また、学校独自で期間、区間等を区切らずに、必要の都度そういったものを受けるとい

議長  
学校教育  
課長

お考えはないかどうか、再質問でお願いしたいと思います。

( 中根幸男君 ) 塩澤学校教育課長。

( 塩澤由記弥君 ) 学校教育課長です。ただ今の佐藤議員の再質問にお答えいたします。

学校での児童生徒に対する実態を把握するためのアンケートについての取組の実態についてでございます。

学校におきましては、先ほどの答弁にもございましたように日頃の学校生活の中で各教諭が子供たちの様子を観察するとともに、あと定期的に年間3回、学校によっては4回の学校アンケート若しくはQUアンケートと呼ばれるアンケートを年間3・4回行って、広く子どもたちの実態を捉える中でいじめに関する情報を把握しているというような状況でございます。以上です。

議長  
3番議員

( 中根幸男君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝君 ) 年間3・4回といじめに関するアンケート等を取るところで、非常にいいことだとは思いますが。

それでは、次に行きます。テレビの方を。

これは2月7日に発出された内容のものでございますけれども、重大事案は警察等へ通報ということですが、このいじめという一つの行為が、どれだけの犯罪に該当するおそれがあるのかということですが、これはぜひ皆さんに認識を持っていただきたいと思っております。そのほとんどがここに書かれておりますようないじめ重大事態、不登校に至る原因もいじめ重大事態ということでは言われておりますけれども、このような形で該当する犯罪がたくさん出てきます。一部途切れちゃって見えないところがちょっとあると思っておりますけれども、ここに正式な文面がございます。ちょっと見てみますと、暴行から傷害から強制わいせつ、教唆、窃盗、器物損壊、強要、あと名誉毀損、侮辱、自殺関与。この自殺関与というのも非常に大変なものだと思いますけれども、あと児童ポルノ提供等とか、私事性的画像記録提供、俗に言うリベンジポルノというやつです。こういった類のものが、いじめという

行為一つに関してすごく該当するような重大事態になりかねないということなのです。

従って、やはり児童等と一番身近で接触される先生方につきましては、ぜひこの潜在性の高いこのいじめ、こういったところの着眼的なものを本当にぜひ持っていただいて、早期の発見、早期に発見できればそれに伴うべき対応も早期にできるということになると思いますから、ぜひそういったところをまた教育長等をはじめとして先生方のご指導等をいただければと思います。

そしてもう一件、これは静岡県のいわゆるホームページに出ている内容でございます。やはりいじめというのは、非常に今の子どもさんのいじめというのは、悪い言い方かもしれませんが、陰湿的なものが多いというのですかね。昔私どもが小学生の時分というのは、あまりこのいじめということは記憶がないんですよ。確かにガキ大将みたいなのはいましたけれども、そういった衆は強い人を相手にしていた。だから弱い人は反対に守ってくれたというようなところだったもんですからね。今の子どもさんたちはそうじゃないですよ。弱い子をいわゆる俗に言ういじめをするというような形で、そしていじめの態様ももうすごくいろいろございます。こういったところを全て理解するというのは、またすごい難しいものがございます。

そして先ほどの文科省の通達の中には、いじめに関しては加害者のみをいわゆる意見聴取等のいろんなお話を聞くということではなくて、被害者からも同様にいろんな話を聞いていただくというところで、どっちかというとか加害者に対してという気持ちがどうしても向く気持ちが強くなってしまいます。そういったところがないように、相手は子どもさんですからやはり双方からしっかりと話を聞いたうえで、その根っこをぜひ払拭していただくという形で取り組んでいただければと思います。こういったところでいじめに関してはすごく根が深いものがございますから、今後もそういう形ではぜひ守って、またご指導等をいただければ



と思います。

それで先ほどの答弁、あっち行ったりこっち行ったりですみませんが、答弁の中でございました対応的なものもございました。あと保護者の方への連絡、そして警察への連絡。なかなか学校側としては、警察へ連絡するということについてはちょっとはばかられるようなところがあると思いますけれども、やっぱり通達については、遅滞なく警察へ連絡するということではっきりと謳われております。従って、もう重大事態に発展するおそれがある若しくは既に発展しているということでありましたならば、ぜひ警察としっかりと連携をとったうえで連絡をしていただいて、しかるべきところで処理対応的なものを願うというところをぜひやっていただきたいと思いますが、学校側としては、教育委員会としては、いわゆる線引き等はされておるんでしょうか。いわゆるここらぐらいのいじめだったら、学校で対応する。これを超したらやっぱりしかるべきところへ連絡するといった考え方があるかどうかというのをお聞きしたいと思います。

議 長  
教 育 長

( 中 根 幸 男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 再質問にお答えします。

線引きしているところがあるかという部分については、先ほどから答弁の中で議員も触れていますけれども、重大事態というところの解釈の問題だと思います。先ほど私も言いましたように、森町については、推進委員会についても、そこへ載せるべき大きな事態が起こっていないという部分についての理解の中で考えるならば、日常的に繰り返されている悪ふざけとかという部分が一番多いわけですので、基本的には要するにある程度の教育的な配慮を超えるような、触法行為を超えるという部分についての押さえはどの学校でも持っていると思いますけれども、日常、学校でするので要するにいじめた方の子どももいじめられる方の子どもも日常的に生活していますので、生活している中でどれだけ影響があるかという部分が一番大事だと思います。保護者の方にもすぐ間髪

を入れて担任からも連絡がたって、そこから大きくこじれていくような問題については重大事態に発展するおそれがありますけども、基本的な押さえとすると、そこの大きな重大事態という部分の捉え方を小学校なり中学校が、先ほど通達の中に出ていますようにありとあらゆる部分が重大という話で幅広くなってきましたので、そのようにならないように、ならない部分の押さえとしては、それぞれの学校で線引きはある程度しているとは思いますが。

議 長  
3 番議員

( 中根 幸男 君 ) 3 番、佐藤明孝君。

( 佐藤 明孝 君 ) よくわかりました。

それともう一つお聞きしたいのは、いじめということに関しては、実際の当事者たるべき児童等と、我々の第三者の立場でそれを聞いた、見たという立場の考え方、捉え方というのがかなり違うと思うんです。

実は教育長、こういう事例があったんですよ。学校で友達の上に縄をつけて、犬を引くような遊びをしていたと。これはやられている子もやっている子も、遊びの一環として互いに交代しながらそういうことを他の子にもやっている。また、他の子にもやられている。このような事案が実はあって、これを保護者の方がそういう情け的なものを知らずに見た場合については、どのような感情を抱くか。また、それを聞いた場合については、それを解決すべき立場にある人はどのような解釈を成すかという問題を、実は私問いかけられたことがあって、教育長としては今私が一例としてお話したような内容を聞いた場合については、参考的にどのような考え方をお持ちか。また、対応的なものを先生方に指示するかというようなどころをお聞きしたいと思います。

議 長  
教 育 長

( 中根 幸男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 再質問にお答えします。

教育長としてというよりかどちらかといえば通例的な日本的な考え方で、今、佐藤議員がおっしゃったのは、今の範疇の捉え方で言えば、いじめという部分の明確なものでございます。ただ、

これが先ほどの答弁というか、日常生活の中で繰り返されているという部分が、子どもさんが家へ帰ってどのようにして説明するかという部分もありますよね。それでそこから発展して保護者が、要するにこんなことやられたとかというようにして取ってくる場合もある。もちろん遊びとして捉えるならば、教師が見ていない世界というのがあるわけですよ。ですので一概的にはあれですけども、この首に縄をつけてどう思うか云々として、行為そのものは精神的に苦痛的に捉えられるというか、子どもが嫌だよ、こんな遊びしたくないよと捉えること自体は、もういじめとして今は明確に押さえられていますので、それが保護者を通して、子どもさんを通して、担任を通してその声が上がってくるならば、学校としていじめ対策推進委員会に即かけて、こういう事例の事実確認をきちっと確かめて、その遊びはいかがなもんかという部分をやっぱり精査していくというのが段取りの一番かなと思っております。

議長  
3番議員

( 中根 幸男 君 ) 3番、佐藤明孝君。

( 佐藤 明孝 君 ) 突然教育長にこのような問題を投げかけてしまって申し訳なかったですが、実は私もこのようなことを問いかけられたときには、正直すごく迷ったんですが、今の教育長の最後のご答弁のとおり、やはりそういったことはもういじめとして捉えて、やるべき遊びとそうではない遊びというところを、やっぱり大人の立場としてしっかりと子どもたちに教えてあげるというところも一つの考え方というところでは、指導する方法としては非常にいいことだなと思いました。教育長の今のご答弁を私も聞いて、私もそのような考えで回答していたものですから、それではやっぱり間違いではなかったなというところで確認することができました。

それでまた一般質問の本質へ戻りますけれども、このいじめの件数、冒頭にもう61万件起こしているというお話でございました。これは私が調べた限りでは確かにこれぐらいの件数、もう少し多

い件数を私自身は記憶しておりますけれども、ただこの中でやはり都市部に発生するいじめと、そうでない地方で発生するいじめというのは、もう圧倒的に都市部の方が多いという統計も実は出ているんですよ。

従ってこの森町みたいな静かなところでは、確かにいじめ等は少ないんじゃないかなとは思いますが、私が学校運営協議会の委員をやっております旭中学校の会合の折にも、実は今現在、不登校の生徒さんが5名ほどいらっしゃるということでお話を聞いております。そうは言ってもやっぱりこういった本当に静かなところでも、現実にこういう不登校の子がいらっしゃるということで、不登校についてもいろんな要因はあると思います。全てがいじめばかりではない。一つの要因として考えられるのが、やはり家庭問題ですよ。学校としてはここらは非常に難しいと思いますけれども、どうもこの生徒さんに関しては、家庭に問題があるんじゃないかなって例えば疑われるような子についての指導なりその状況聴取なりということは、どんな対応をとられるのか。その点をお聞かせ願いたいと思います。

議 長  
教 育 長

( 中根 幸男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 佐藤議員の今のご質問等について、一つだけちょっと誤解がないように答えを返させていただきます。

今、答弁の中で、不登校の子どもがいじめの原因で不登校というような文言で佐藤議員がおっしゃいましたけども、いじめを原因として不登校になっているという部分についての解釈は、今、森町では統計的にはありません。といいますのは、先ほどから言いましたように子どもが休む理由については、学力に不振、先ほど言いましたように家庭の問題、人間関係、自分の怠惰、それとか家庭もそうですけど保護者の放棄、いろんな要素が植わっていますので、いじめという部分については、今、どの学校も全国的に敏感になっていますので、いじめという問題、いじめという言葉が出た段階での不登校のカウントがもし上がってくるならば、

非常に大きな問題になります。これはいじめというのが通算でも30日をいじめという範疇の中で捉えてしまうと、もう先ほどから言っていますように重大事態の中の一角に入ってきますので、その部分については、森町は今のところ友達同士とか何かの部分で子どもがいじめ云々というところの件数には上がっていないというところだけは、ちょっと誤解しないようにしていただけたらと思います。

やっぱり保護者の問題等については、先ほどから言いましたように、いろんな環境の中で育てられている、いろんな世代の保護者がいるという事実がもう明確でございますので、そうは言っても学校は先ほどから言いましたように、いじめをされた子どもの立場に立ってきちっと守るという部分をやります。

ただ、これも難しいのは教育というのは、学校というのは、先ほど言いましたように、両方の子どもがいるというところで教育的な配慮というのがずっと求められるんです。だから言い方一つ、捉え方一つ、解決の仕方一つで、こちらはいいと思っても、要するになんで私らの子どもがという親は、いつまでたっても平行線という部分があります。そういう部分では保護者と距離、意思を通じるという部分については、本当に学校では神経をとがらせているというのが実在です。ですが、やはり学校で起きた問題については、被害の子どもを守るという徹底して守りますけども、あくまでも本当にそうだねという実態をきちっと両方に捉えたうえで、そうかっていう部分が同じ土俵に上がったときに初めて前へ行くんですけども、あまりどちらかといえば、やった本人が向こうがやっただもんで原因は向こうじゃんとかと言っている部分のいじめの範疇においては、形としては収まりにくいのが正直なところなんです。ですので、保護者についても学校が一番苦慮しながら、やられた子どもがやり返すという立場にもなりますので、そういう部分については日々子どもたちとの関わりを、先ほど言いましたようにやはりやってはいけないこと、自分がされて嫌なこと

は人にしない、言わない。ここら辺は保護者にとってもわかって  
いただいて、我が子に返していただくと。そういうような家庭教  
育ができてくれるといいなと思っております。

議 長  
3 番議員

( 中根幸男 君 ) 3 番、佐藤明孝君。

( 佐藤明孝 君 ) ありがとうございます。

それでは、ただ今教育長からご指摘がありましたいじめを原因  
とする不登校という私の発言につきましては、私のちょっと解釈  
不足もありまして、これについてはここで訂正をいたしたいと思  
います。

それでは、いろいろ全てを網羅したようなご答弁をいただきま  
したので、これから先生方に関しては、いろんな生徒さんなり親  
御さんなりいらっしゃるその中で、やっぱり全てを平等に考えて  
教育を更に継続させる非常に難しいところがあるし、また、仕事  
的にも大変ご苦労をなさると思います。今後ともそういった面も  
配慮したうえでお願いできればと思います。以上をもちまして質  
問を終了します。

議 長  
議 長

( 中根幸男 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午前 11 時 10 分 ~ 午前 11 時 20 分 休憩 )

( 中根幸男 君 ) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
5 番、川岸和花子君。

登壇願います。

5 番議員

( 川岸和花子 君 ) 5 番、川岸和花子でございます。

今回、二点を質問させていただきます。

一つ目、台風15号の災害対応からの改善点について。

これは、災害時は町長も町の職員も我々も被災者であり、思い  
もよらないことが起こるのは当然であります。この台風15号か  
らの反省点を活かし、今後改善できることがあればと思って、  
質問をさせていただきます。

令和4年度9月の台風15号の記録的な豪雨によって、多くの被  
害がもたらされてから半年が経過いたしました。今も被害箇所復

旧に全力で取り組んでいただいております。

さて、今回の災害では、想定外の不足する点や反省点があったかと思われまます。そこで、以下の町の豪雨災害対応に関する項目について、不十分であった点と改善点をどのように考えているか伺います。

- 1 災害の警戒から対策までの本部運営は。
- 2 情報収集及び伝達は。
- 3 避難所と自治会との連携は。
- 4 災害後の町民への窓口対応は。
- 5 その他の改善点は。

二つ目の質問です。

幼稚園と保育園の今後について。

昨年9月にも幼稚園について質問させていただきましたが、続けまして質問させていただきます。

令和5年4月から民間の保育園が飯田に新規に開設される予定で、未就学児の受け入れ態勢が拡大しました。しかし、現状は働く若いご両親、また祖父母の世代も長く働く時代において、保育需要は益々上がっております。

町では、民間の保育園には人数の受け入れ拡大にも補助を出して対応しておられますが、一方では入所できずに他市町での保育を余儀なくされ、困っているご家庭もあると聞いています。また、町営の5か所の幼稚園の申込みも、保育園を希望した併願が多いと聞きました。

そこで、以下の2点を伺います。

- 1 現在の入園状況と課題は。
- 2 町立幼稚園の今後の運営について、具体的な方向性はあるか。

以上です。

議 長  
町 長

( 中根 幸男 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田 康雄 君 ) 川岸議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「台風15号の災害対応からの改善点について」申し上げます。

令和4年9月23日から24日に県内に接近した台風第15号の影響により、当町において昭和49年の七夕豪雨以来の甚大な被害を受けました。

台風の概況についてご説明いたしますと、23日午前9時頃に高知県室戸岬沖300キロメートル付近で発生した台風第15号は北から北東へ進路を変え静岡県に接近し、大気の状態が非常に不安定となり、これに加え台風の動きが比較的遅く、同じ地域に継続して猛烈な雨が降り、当初の予想を上回る記録的な大雨となりました。これは線状降水帯によるものですが、観測はされたものの気象台から事前の予測はされておりました。西部地域では23日夜のはじめ頃から24日未明にかけて猛烈な雨となり、豪雨による町内での累積雨量は、太田川ダム観測点で14時間に384ミリ、最大時間雨量は三倉観測点で80.5ミリを記録しております。

令和5年3月6日時点でのこの大雨による被害状況につきましては、住宅関係で半壊1件、一部損壊2件、床上浸水24件、床下浸水53件、住宅への土砂等の流入被害が15件。農業関係では、農地被害が20件、用水・排水が27件、農道が14件、林道・治山は62件。道路河川関係では、道路204件、河川140件の被害があり、今なお一部の道路において通行規制が敷かれております。水道施設では、上水道で2町内会3戸、簡易水道2件68戸、飲料水供給施設では18施設に被害がありましたが、断水は14戸でございました。いずれの施設も10月4日には全ての断水は解消されております。なお、今回の災害において負傷者など人的な被害については、幸いにもございませんでした。

議員ご質問一点目の「災害の警戒から対策までの本部運営について」でございますが、23日の19時に静岡気象台から大雨警報が発令され、防災課職員が事前配備に就きました。その後19時32分に洪水警報、20時22分には土砂災害警戒情報が発令され、天方水



位観測所の水位が水防団待機水位の140センチメートルにせまったため、21時に森町水防団に出動要請を行い、町でも災害警戒本部を設置、本部対策要員を参集し対策にあたりました。本部対策要員の参集は、避難指示等判断フローに基づき行ったものでありますが、想定を超える急激な豪雨のため、町内各所で内水氾濫が発生し、参集が困難であったり、地区防災班による避難所開設にあっては道路の崩落等により地区防災班員が危険に晒される場面がございました。今後は避難指示等判断フローを基本としながらも、状況に応じた早期の準備、参集を行い、万全の状態を構築できるよう対策を進めてまいります。

二点目の「情報収集及び伝達」につきましては、防災係員を始め、気象情報発令時対応スタッフや防災課経験者がその対応にあたりました。県や国の気象観測データ、消防団や地区防災班からの現場情報、住民からの通報等の情報を収集、整理し、指示伝達を行いましたが、絶え間なく入ってくる各種情報の整理に追われ、判断指示が後手に回ってしまうような状況も散見されました。今後は発災時の混乱の中、限られた人員であっても正確な判断が導き出せるよう、配備体制の再確認や役割の明確化を行ってまいります。

三点目の「避難所と自治会との連携について」でございますが、町内6箇所の主要な避難所を開設して地区防災班による避難者の受入体制をとりました。自主防災会の方々が参集された避難所もあり、情報の共有を図りました。避難者の状況につきましては、三倉総合センターで2世帯3名、旧天方小学校で31世帯43名、森町総合体育館で3世帯5名、園田総合センターで2世帯2名で、飯田総合センターと一宮総合センターでは避難される方はありませんでした。課題として上がってきたのは、避難所の開設についてでございます。避難所の開設は、基本的には役場の地区防災班や施設管理者が行うことになっておりますが、職員が参集困難であることも十分に考えられますので、有事の際には状況により自

主防災会による開設も想定したうえで連携を図ってまいります。

四点目の「災害後の町民への窓口対応について」でございます。

各課にて町の支援策を実施し、それぞれの実績は次のとおりです。災害見舞金19件64万円、住家災害復旧事業費補助金12件221万5千円、飲料水供給施設整備費補助金15組合754万9千円、災害救助法に基づく学用品の給与1件、生活必需品の給与6件、り災証明書発行28件、被災証明書発行40件となっております。発災より半年が経過し、相談件数は減少傾向にあります。今後も支援を受けるべき被災された方に寄り添い、きめ細やかな対応を実施してまいります。

五点目の「その他の改善点」でございますが、今回の台風のように事前に予測できない短時間での大雨等の対応について、多くの課題が見えたものと考えております。災害対応に正解は無いと言われるものの、多岐にわたる課題について、より具体的に検証する必要があります。そのため、防災課が役場全課において今回の災害対応全般に関する課題や問題点、またそれに対する改善策についてアンケート調査を行い、集約した結果について、12月4日に実施された地域防災訓練での災害対策本部運営訓練の後、検証会を開催いたしました。また、12月14日、16日の両日、台風15号をテーマとして、今年度の「森町を語る会」を開催し、各町内会長からも今回の被災を踏まえたご意見を多数いただきました。

これらの検証結果やご意見を踏まえ、今回の台風での経験を教訓に、早い段階での住民への情報提供、速やかな本部体制の立ち上げ、空振りを恐れない避難所の開設、避難指示の発出等の発災時の対応に加え、指定緊急避難場所の追加、ハザードマップ・防災ガイドブックの再整備と、それらを活用した町民の防災意識の高揚、職員に対する有識者等と連携した防災教育等々、改善策、方向性を確認したところでございます。

3月末に開催を予定している防災会議に、町の災害対策の大綱である森町地域防災計画について改定を諮る予定でございます。

が、今後、今回の反省点、課題点及び森町を語る会での意見の検証をさらに行ったうえで、より実効性のある計画となるよう改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、「幼稚園と保育園の今後について」申し上げます。

議員ご指摘のとおり、保育需要は年々増大しているのが現状でございます。平成27年度に子ども・子育て支援新制度がスタートして以来、森町においては、保育需要の受け皿確保のため、教育・保育両面においてさまざまな取組みをしてまいりました。

まず、平成27年9月には、町内2つの保育所に加え、3歳未満児の受入れ強化のため、「もりの保育所」を開所いたしました。幼稚園では、森幼稚園及び園田幼稚園の2園で、預かり保育をスタートいたしました。

平成28年度には、1歳児・2歳児において2人の待機児童が発生しましたが、摩耶保育園が旧園舎にて保育室を一部拡張することで定員を10名拡大し、保育の受け皿の拡充をいたしました。同時期、保育士確保が課題となり、その対策として「保育士宿舍借上支援事業」を開始いたしました。また公立幼稚園では、預かり保育を全園で実施いたしました。

平成29年度も3歳未満児の保育ニーズの高まりが継続し、1歳児・2歳児において4人の待機児童が発生いたしました。

平成30年度、令和元年度は、待機児童こそ発生しなかったものの、町外園等を利用せざるを得ない家庭もあり、令和元年度は、摩耶保育園が移転新築し定員をさらに20名拡大することで、保育の受け皿が拡充しました。町でもこの施設整備の支援をいたしました。一方、令和元年10月から「保育の無償化」がスタートすると、保育需要がさらに高まり、令和2年度に待機児童発生の結果を招いています。この令和2年度は、1歳児・2歳児・4歳児において、16人の待機児童が発生しましたが、6月から中川地区に「ゆうな保育園」が開園し、待機児童の原因となっていた1歳児・2歳児の定員拡大による待機児童発生緩和が図られました。

更に待機児童発生を抑制するため、幼稚園の預かり保育における夕方の延長預かりを検討し、令和3年度から森幼稚園及び園田幼稚園で開始いたしました。これにより、令和3年度の待機児童は、0歳児・2歳児・3歳児において、11人となりました。

令和4年度は、0歳児・3歳児・4歳児において3人の待機児童が発生しましたが、ときわ保育園及び摩耶保育園において3歳児の受入れ枠を確保していただき、更なる待機児童の発生を抑制することができました。町からの要請で3歳児の受入れ枠を拡大した結果、両園では町からの委託費が大きく減額することとなるため、この学年の卒園までの3か年に限定した「保育所入所枠確保対策補助金」を整備し、園の運営支援を図っております。また、令和5年度から飯田地区に開園するプティ森町園の施設整備に対し、支援をしております。幼稚園では、教育時間前の預かりが急きよ必要となった園児に対し、園長始め教員による緊急的対応にて登園環境を維持することができました。

一点目の「現在の入園状況と課題は」についてであります、まず入園の状況を申し上げます。

現在の入所状況は、保育園では、令和4年度当初349人の申込に対し318人を受入れ、幼稚園では160人の受入れとなっております。令和5年度は入所申込の調整状況から、保育園では373人の申込に対して349人の受入れ、幼稚園では132人の受入れとなる見込みです。令和5年度入所の申込受付から、幼稚園・保育園の窓口を一本化したことにより、幼稚園・保育園併願申込のケースを把握できるようになりました。この併願者を含め、保育所への入所希望が叶わなかった24人については、最終調整により育休の取得や、森町立幼稚園や通っている保育所を継続することを確認しております。現在のところ、令和5年4月1日時点での待機児童はいない見通しです。

次に課題ですが、継続する保育重要の増大から、令和3年度から令和4年度にかけては、就学前3学年の幼稚園と保育園の需要

が逆転しており、幼稚園においては、入園児童の減少により、幼児教育における規模の適正化が喫緊の課題であると考えております。特に天方幼稚園は来年度の在園児が5人となり、さらに小規模化が進む見込みですので、森幼稚園との交流保育等により集団による教育効果を強化するなど子どもの育ちを支援してまいります。

また、町が対応すべき保育においては、プティ森町園の開園により保育需要の受け皿拡充が図られたわけですが、開園当初から全ての歳児ごとの定員に達するわけではなく、既存園の入所希望が多いため、ニーズの偏りが生じている状況です。これについては、引き続き受付窓口にて保育コンシェルジュが丁寧に相談に応じるとともに、各園の情報や特色を保護者の皆さまに十分お伝えできる体制を強化してまいります。今年度は、町内4保育所の情報を広報もりまちへ掲載し、各保育園の魅力発信に努めてまいります。

更に、県内で起きた不適切な保育等を未然に防止するため、町内保育所の経営の安定化と保育士の質の維持・向上への支援を厚くすることが課題と捉えております。特別な配慮・支援を必要とする幼児も増えていることから、保育所では町からの委託費の中で、保育士の加配に努め保育環境の維持を図っておりますが、加配保育士の人件費は保育所の経営を逼迫しかねない要因でもあります。そこで、町では令和5年度から「要支援児童保育事業費補助金」を新たに整備し、保育所の経営安定化を支援したいと考えております。保育士の質の維持・向上につきましては、掛川市・磐田市・袋井市・菊川市が合同で進める「保育士等キャリアアップ研修」に参画し、保育士の研修機会の確保に努めたいと考えております。

また、町では今年度から幼稚園と保育園の所管が健康こども課として1つになったことから、幼稚園教諭と保育士との顔合せを初任者、中堅、主任・管理者に分かれて実施しております。いづ

れもテーマを「自分たちが園で笑顔でいられるために」とし、意見交換の場を設けました。このような会を今後も継続して設け、職員間の情報交換や交流を図ることで、保育や教育を見つめ直す機会にさせていただきたいと考えております。

二点目の「町立幼稚園の今後の運営について、具体的な方向性はあるか」についてでございますが、まずは喫緊の課題である幼児教育の規模適正化に向けた具体的な検討を進めてまいります。また、今年度3回に渡って開催した「森町子ども・子育て会議」においては、公立幼稚園の幼稚園型認定こども園化について協議していただいたところ、「おおむね賛成」との検討結果をいただきました。同会議からは、実施の際には「私立保育園の定員に空きが出ないように配慮すること。」、「PTA活動の保護者負担が大きくなならないよう検討を行うこと。」、「試行的に保育園との職員交流を実施すること。」の三点について十分検討するようとの条件が付せられております。天方幼稚園など現在の公立幼稚園の一部の小規模園は、個に応じた援助にあっては強みである一方、共同性や集団の力については非常に厳しい規模である状況です。更に、町が移住定住を促進する中で、中山間地へ移住を希望する子育て世帯が見込まれる中、教育・保育施設を安心・安全に利用し続けることのできる登降園支援も課題になってくると思われまます。社会へ巣立つための礎となるこの幼児期の育ちを支えるためにも、公立幼稚園の認定こども園化も視野に入れ、教育委員会など関連部署と連携し今後の幼稚園の運営について検討を進め、森町子ども・子育て会議や総合教育会議に諮りつつ方向性を定めてまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) まず、一問目の台風15号の件からです。

まず、災害警戒本部を立ち上げたという経緯を教えてくださいました。先日、掛川市役所を見学に行っただけですけれども、そこ

議 長  
5番議員

では防災管理室という大きな部屋がありまして、情報が全てそこに集まって、何かあったときはすぐに非常時に対策本部を立ち上げられるという体制が整っておりました。建物も新しいですし計画的に建てられたものだと思いますが、この森町におかれましては、その警戒対策本部がどこに置かれたのか。また、私はおそらく庁舎だとは思っているんですが、この庁舎も実際水が来て被災しているという状況で、今後そういうときはどこに対策本部を立ち上げるか伺います。

議 長  
防 災 監

( 中根 幸男 君 ) 小澤防災課長。

( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

今回の台風による災害警戒本部についてのご質問でございます。

まず、どこに設置したかというご質問でございますが、今回、災害警戒本部につきましては、答弁のとおり本部要員により警戒態勢をとりました。今回は急な参集で、防災課職員も所管課での電話対応や同報無線の対応などにより課を離れられない状況であったために、本来の災害警戒本部であります消防署森分署への参集ということではなく、役場の食堂へ参集をかけました。本部におきましては、避難所での避難者の状況などを共有しまして、被害状況につきましても情報収集を行いました。深夜の時間帯ということでありまして、住民からの被災情報も入ってこず、町関係の道路や河川の被害状況が把握できない状況であったために、特に事業課において所管課での情報収集を指示をしまして、それぞれ各課におきましてもそれぞれの情報の収集についての指示を行いました。

その後の反省としまして、早朝から被害報告が事業課を中心に対応に苦慮したということで、特に事業課の応援職員を参集させるべきであったということが、今回の反省点として検証会においても意見が出されたところでございます。本来の本部ということ

におきましては、袋井消防署の森分署ということになっております。以上でございます。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) この庁舎も被災したと思うんですけれども、その点はいかがですか。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 小澤防災監。

防 災 監

( 小澤 幸廣 君 ) 川岸議員のご質問にお答えします。

庁舎においても被災したかということですが、参集をかけた時点におきましては、役場周辺においてもかなり浸水をしておりまして、長靴でないと庁舎に入ってくれないと。靴で参集した場合は、もうびしょびしょになってしまっているという状況でございました。以上です。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川岸和花子 君 ) 今回、情報収集のために防災課が離れられないからということで、災害本部は森分署ではなくこちらの食堂に置いたというところは、今後はどうしていかれようと思えますか。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 小澤防災監。

防 災 監

( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。川岸議員のご質問にお答えします。

今後の災害警戒本部・災害対策本部についての設置場所をどう考えるかということでございます。

今回の大雨につきましては、予測できない大雨ということで、先ほどの答弁の中でありましたように、本来、フローによりますと順を追って情報が入って警戒本部を立ち上げ、それで災害が起きた場合は災害対策本部に切り換えというようなことで、森分署にいろんな情報収集の資機材もございます。また、各課課長から各課へ伝達をするような資機材も整っております。同報無線におきまして、森分署から町民への同報無線も流せるようになっております。そういうことですので、基本的には森分署へ参集とい



うことが基本的な考えでございますが、今回のような雨の場合は庁舎自体が浸水してしまうということもございますので、庁舎でその辺災害本部森分署に置き換える場合というのも、もう少し検討が必要ということで考えております。

今回、食堂に参集をかけましたが、食堂においても1階部分は浸水する可能性がありますので、最低でも2階以上、例えば委員会室とか、他の会議室等も緊急の場合はそのようなことで対応していきたいと思っておりますが、基本的には地域防災計画におきましても、森分署というのが現在の災害警戒本部の設置場所ということで考えております。以上です。

議 長  
5 番議員

( 中根 幸 男 君 ) 5 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) その点も考えるべきかなと思いました。

先ほどの町長の答弁で、配備体制の再確認とか役割の割振りの再確認のそういうことをおっしゃったんですが、何か具体的なことをお答えできるようなら、どういう内容かお願いします。

議 長  
防 災 監

( 中根 幸 男 君 ) 小澤防災監。

( 小澤 幸 廣 君 ) 防災監です。川岸議員のご質問にお答えします。

配備体制の再確認や役割の明確化についての具体的なものということでございますが、大雨警報等が発令されますと、まず防災課の職員が出勤をしまして配備体制をとり、気象情報や被災状況等の情報収集、また県への報告等を行うこととなっておりますが、今回のように私を含めた4名で町民個人個人からの通報対応に追われる状況になりますと、フローによる避難指示等の判断が遅れるという結果となりますので、応援職員を早めに参集をさせる。例えば今ございます気象情報発令時対応スタッフがございます。その参集をもう少し取り決めといいますか、その辺を明確にして参集させ、また防災課職員については、水防団への要請とか同報無線、またSNSでの住民への呼びかけ、また本部の運営などと本来やるべき業務に専念できる体制を作ることが重要であ

るということが、今回の反省からの改善すべき点ではないかと思われま。役割の明確化ということで実際の応援職員の具体的なものとしましては、応援職員を早めに参集させるということが今回考えていることとございます。以上です。

議 長  
5 番議員

( 中根 幸男 君 ) 5 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 今出た電話が繋がらなかったとか、もうすごく大変な職員の方々の対応で、皆さん本当に被災している中で対応していただいたところは感謝ですけれども、今回、情報が早くに伝わってこなかった。それも一生懸命やっただ中ですが、他市町からはわりとたくさんのメールがきている中で、例えば森町の公式LINEであるとか、そういう情報が少なかったというそういう意見もいただいております。情報の不足というのは本当に不安を呼ぶところですが、森町の強みとしては、アナログで同報無線があるというのはすごい強みだと思っております。家にいてそこで情報発信をすると、家にいながらすぐの情報がいただけるので、今回はそれも少なかったかなと思うんですが、その点はどう考えて情報発信するということとどう考えているのかという点が一点。

磐田市ではLINEを使って、例えば道が崩れたとかということところは写真を添付して、ここの道が壊れていますというようなことを通報できるシステムを導入されております。どういうソフトが必要なのか、いくらぐらいで導入できるのかわかりませんが、そういうことを検討してはいかがでしょうか。

議 長  
防 災 監

( 中根 幸男 君 ) 小澤防災監。

( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。川岸議員のご質問にお答えします。

まず一点目の情報発信についてのご質問でございますが、本来、先ほど議員がおっしゃったように、同報無線に加えましてSNS等での住民への呼びかけということについてもやっていく必要があったかと思っておりますが、今回、先ほど申し上げましたとおり、そ

それぞれの町民からの通報に追われてしまったということで、少し応援職員の参集も遅れてしまったというような反省点がございます。同報無線で避難所の開設についての同報無線を1回流させていただきましたが、それ以外の情報発信をすることができなかったということで、それについては今後、防災課職員が実際本来の業務に携われる体制を作っていくということをまず考えるということで、今回の反省として今後考えていきたいと思っております。

それと情報発信について、他の市で考えられている情報収集のシステムについてでございますが、防災課としましてもそのような情報は入っておりますので、現在、研究をしているところでございます。大きな市などは有効かもしれませんが、果たしてそれが森町で、実際にSNS等で森町で情報が入っていただけるか。そういうこともございますので、その辺が本当に有効な手段かどうか。町の職員の対応ということもありますが、本当に有効な情報収集のやり方というものを今後検討していきたいと考えております。以上です。

議長  
5番議員

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) 災害後の窓口の対応について伺いたいんですけれども、すぐに補正7号であるとか、7号は専決でありましたけれども、補正9号、り災証明、災害見舞金が支払われるような体制をとって、速やかな対応をしていただいたなと私は思っております。そこで、先ほどお話があったように、いろんな課で家屋が被災したときの補助、寝具とか衣類への補助、また学用品の補助等、いろんな課に渡る補助金が出たと思います。こちらの申請については、その課に行って申請しなければいけないのか。若しくは何かワンストップの窓口を開いて、そこで対応されたのか伺います。

議長  
防災監

( 中根 幸男 君 ) 小澤防災監。

( 小澤 幸廣 君 ) 防災監です。川岸議員のご質問にお答えします。

窓口についてのご質問でございますが、昨年12月に開催をしました森町を語る会におきましても、災害時の窓口を一本化してほしいという声もございました。発災後のさまざまな案件について、どの窓口で連絡をしたら良いかわからないというご意見です。実際にはいろいろな案件が防災課に連絡が入りまして、担当課をご案内するというケースが多かったかと思われまます。

町の対応としましては、り災証明や各種の補助金等の町の支援の窓口について、発災後できる限り迅速に町内回覧や町のホームページ、また広報もりまちにおきましても掲載をし、紹介をしたところがございますが、災害発生時から町からのお知らせをするまでには、どうしてもタイムラグ、時間差というものが生まれます。スピード感が求められる中、今後は災害時の窓口の一本化というものも研究をしまして、町民にわかりやすい窓口の案内ということについて、検討していきたいと思っております。

実際のそれぞれの補助金対応につきましては、やはりそれぞれの担当課、所管課でないと詳しい説明というものができないと思いますので、まず、連絡をどこに入れて、一本化、ワンストップ窓口というものの検討というものをしていきたいと思っております。以上です。

議長 (中根幸男君) ここでしばらく休憩します。

(午後 0時02分 ~ 午後 1時00分 休憩)

議長 (中根幸男君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

5番、川岸和花子くん。

5番議員 (川岸和花子君) 災害は台風や雨だけではないんですが、令和5年度の予算にハザードマップの予算が入っていません。その理由はというと、今回の台風で今まで想定していたところと違うところが今のハザードマップではカバーしきれていないことがわかって、そのデータをもらえるのが来年の3月だということ、この間の委員会で伺いました。

今の森町のハザードマップですけれども、きちんとしたデータ、

そこまでしっかりしたものじゃなくても、来年の3月にデータももらってそこから作るとなると、出来上がるのはいつかという話になってしまうと思うんです。これからの1年を考えても、この線状降水帯で、雨が線状降水帯が発生して豪雨が多分来るでしょうという最近の気候の中で、やはり何かあの15号災害を活かした森町ならではの何でもいいです。先日は小藪川のデータについてはあるという話もありましたので、こんな大きなきっちりとしたものじゃなくても、小さめのものでも森町の防災に、次の台風へ活かした何か防災グッズになるような、皆さんに啓発するような紙のものを作れないかということをお伺いします。

議 長  
防 災 監

( 中 根 幸 男 君 ) 小澤防災監。

( 小 澤 幸 廣 君 ) 川岸議員のご質問にお答えします。

ハザードマップに代わるものといえますか、そのような防災の情報、何らかの情報を住民の方に伝えるようなものをお分けすることはできないかというようなご質問かと思えます。

議員おっしゃったように、ハザードマップにつきましては、県のデータといえますか、県が管理する小規模河川の洪水浸水区域のデータについて、来年度末に提供されるということで県から情報がございました。それに伴いまして、今回、ハザードマップの予算を減額して、より効果のあるハザードマップとするために、データの提供を受けたのちに作成をするというような方針になったということでご説明申し上げたところでございます。これにつきましては、より効果的なものということでそのような方針となっておりますが、先ほどのご意見のように、それが実際提供されて作成されるまでには、実際、早くて令和6年の補正対応か、そのぐらいの予定になるのかなというような想定をしております。そうすると、令和6年度内に配布できるのか。それとも令和6年に作成して、令和7年度に配布になる。そのような時期的なものになる可能性が高いということでございますので、その間、何か町民の皆さまに有効な情報を何か資料として配布できないかとい

うこととございます。

委員会の中でも申し上げましたように、小薮川につきましては、県からデータをいただいております。いただいたデータにつきましては、何らかの方法で情報の伝達の方法を考えまして、ペーパーでお示しするか。また、データをホームページ等で情報を流すか。そのような何らかの方法をちょっと考えていきたいと思っております。

また、防災についてのその他何らかの情報につきまして、また検討しまして、来年度情報を流していきたいと考えております。以上です。

( 中根 幸男 君 ) 5番、川岸和花子くん。

( 川岸和花子 君 ) 二問目の質問に移ります。

今の4歳児にあたる子たちが、3歳児のときに保育所に入園を申し込んだときに、37名の申込みに対して11名枠しか空いていなかったの、保育所入所枠確保対策補助金で保育園さんにご協力いただいて、19名受け入れられるようになったわけですが、37名申し込んでいて半分ぐらいが入所保留となったというお話でした。今回、6名がプティ森町園に入られたということで、それでも4名が入所保留になっております。

それで、広域利用施設型給付費というもので、町外の保育園等、こども園に行かれていますということですが、私の知り合いの方で保育所の申込みで3回落ちたという方がおられます。その方は結婚当初は事情があって町内に住めなかったの、町外で住んでおられていたんですが、森町で子育てをしたいということで、自宅も森町に建てられました。2歳のときに保育園を希望されて申し込んだのですが、選ばれずに待機となりまして、他の町外の保育園に行かれました。次の年も選ばれず、また今年も選ばれなかったことで、どうなってるんだというお話を私のところに言ってこられたわけです。希望されていたのは摩耶かときわですが、他にも今度新しくプティ森町園ができるよとか、あと幼稚園でも

議 長  
5番議員

預かり保育をやってくれているよとかいうお話を持って行ったのですが、今度4歳になるというところで、もう友達もできてきているし、それぞれの家庭でそれぞれの事情があるとは思っています。また、この過渡期において調整期間というか、だんだんと慣らされてくる人数のところなので、少数のご家族のお話ではありますけれども、来年度の予算でも移住政策を非常に推しておられる中で、やっぱり保育園に入れずに町外へ引っ越していくという方の話も聞いておりますので、これでは本当に評判も逆行してしまうのではないかとというのが、私の心配でございます。

前回の一般質問で、町長が幼児教育について、適正な人数で幼児教育に必要な教育を提供することが大切だということをご答弁いただきましたので、その方向で考えておられることはよくわかりました。

先ほどの答弁で、今度は子ども子育て会議で幼稚園型認定こども園が概ね賛成をもらったというお話が出て、いよいよ認定こども園の話も出てきてさあ進むのかなと思っているのですが、この先ほどの私の知り合いの方の女の子は、もう4歳になります。年中さんです。そうやってやっていくうちに、もう学校にあがるわけですね。なので、ここで賛成をもらったというお話の後のスピード感というものが、すごく大切だと思います。本当に働いているお母さんが増えてきていて、保育というところが必要だという時代に対して、このスピード感を持って対策をしていただきたいところですがいかがでしょうか。

議 長  
健康こども  
課 長

( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。ただ今の川岸議員のご質問にお答えします。

町長の答弁の中で、子ども子育て会議の3回の会議の中で、認定こども園を進めるということで、結果としてその形になっているということを申しあげております。この会議については、諮問をして答申をするということではなくて、会議の中での決定とい

うことで、それが最終的に町の決定ではないというところが一つあります。

ただ、平成30年から議員からの提言も受けておりますし、幼稚園の規模適正化というところも見据えていかないといけないので、今後、認定こども園化については、やっぱり検討をする時期に来ているのかなと思っております。しかしながら、今現在、本当に少数な方だと思えますけども、町外の保育所を利用するという方もいらっしゃるという中で、町としてどのようにしていくのがいいのかということとはしっかりと考えていかなくちゃいけない。スピード感も大事だと思いますけども、いろんなところをクリアしていくことが必要かなと思っております。

一つは待機児童の問題ですけども、そこについてはプティさんができて、クリアできていくかなというところ。それから保育園の希望が少し偏っておりますので、それについては、やはり年数がたたないとなかなか難しいのかなと思っております。幼稚園につきましては、人数が減っているので規模適正化。認定こども園については、来年度何かしらの形で検討をしていきたいと思っておりますが、それをどこまでいけるかということについては、今の段階ではちょっと申し上げられないと考えております。以上です。

議 長  
5 番議員

( 中根 幸男 君 ) 5 番、川岸和花子くん。

( 川岸和花子 君 ) 子育てをしている世代の方の要望を聞かれている健康こども課さんの職員の方も、非常に要望に応えられなくて辛いだろうなと思っております。今、天方幼稚園の今年度4月からの入園児は1名。また、一宮幼稚園は4名ということで、先ほどの最適な人数での幼児教育というところを目指しておられるなら、やはり何か今年度中には形になるようなもの、計画なりというのを進めていかなければいけないと思っておりますがいかがでしょうか。

議 長

( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。



健康こども  
課 長

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。川岸議員のご質問  
にお答えします。

時期としまして来年度中にというところについては、今の段階  
では申し上げられないというところになっております。先ほども  
申し上げましたとおり、いろんな角度から本当に森町に認定こど  
も園が必要なかどうかというところも踏まえながら検討してい  
くことが必要ですし、今働いている幼稚園の先生方のご意見もし  
っかりと受け止めていかなくちゃいけないかなと思っております。

それから小規模園、天方幼稚園とか一宮幼稚園が小規模園と言  
われていますが、天方幼稚園につきましては、本当に5人という  
ような園児数というところで、集団の教育ができないような状況  
になっております。その中で、今年度天方幼稚園の保護者様とお  
話をする機会を設けさせてもらっております。その内容としまし  
ては、小規模園の良さ。1人1人に配慮した教育、指導ができる  
というところがありますが、片や集団の力がやっぱり弱くなる。  
例えば多人数でドッジボールができるかというとなかなかそれも  
できないですし、いろんなグループを作って遊ぶということもな  
かなか難しいというところで、やっぱり子どもの育ちにちょっと  
影響があるのではないかというのは、デメリットについてもお話  
させてもらっています。それを踏まえて、じゃあ天方幼稚園に行  
くのか、森幼稚園に行くのかというところで悩んでいらっしゃる  
お母さんもいらっしゃるし、片ややっぱり天方幼稚園は地域の園  
なので残してほしいというような思いもあったり、いろんな思い  
があるんだなということがよくわかりました。そういった方の思  
いも汲みとっていかなくちゃいけないかなと思っておりますの  
で、いろんな意見を聞きながら認定こども園化について検討して  
いきたいと思っております。以上です。

議 長

( 中根 幸男 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午後 1時15分 ~ 午後 1時25分 休憩 )

議長

( 中根 幸男 君 ) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
11番、西田彰君。  
登壇願います。

11番議員

( 西田 彰 君 ) 11番、西田でございます。私は、二問質問をさせていただきます。

1 遠州の小京都リノベーション推進計画について。

2 小中学校での日本国憲法カリキュラムとその内容についてを質問します。

町では下水道築造工事が第5工区(城下)に入り、また、新田赤松都市計画道路新設改修工事があり、さらにはインター通り線新設改良事業と大型事業が目白押しの中で、第2期森町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略では、2035年において人口は15,000人を割り込み、14,680人と推計がされています。このように人口減少が予測される中で、遠州の小京都リノベーション推進計画事業は、町民の理解が得られるのでしょうか。

また、およそ10年かけて推進計画を進めるとのことですが、これは町づくりです。10年後、これで良しとはなりません。この10年計画には、おおよそどれくらいの予算が必要となるのでしょうか。

二問目、小学校・中学校での日本国憲法の学習について、どのようなカリキュラムと内容で学習しているのでしょうか。個人差はあると思いますが、児童・生徒の理解度はいかがでしょうか。

議長

( 中根 幸男 君 ) 町長、太田康雄君。

町長

( 太田 康雄 君 ) 西田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「遠州の小京都リノベーション推進計画について」申し上げます。

一点目の「人口減少が予測される中で、遠州の小京都リノベーション推進計画事業は、町民の理解が得られるのでしょうか」について、申し上げます。

まず、ご案内のように「遠州の小京都リノベーション推進計画」

につきましては、「遠州の小京都まちづくり基本計画」に基づくものであり、更に、上位計画及び関連計画におきましても位置づけられていることから、その内容について申し上げたいと思います。

町の将来像「住む人も訪れる人も心和らぐ森町」を掲げる「第9次森町総合計画」におきましては、基本の柱3 活力・情報発信、基本方向（3）地域の宝・資源を最大限にいかした町をつくる、施策の方向（2）地域資源をいかした観光の振興における主な事業として、「遠州の小京都」を活かした観光の振興を掲げております。

また、「第2期森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきましては、すべての施策に共通する横断的な視点として、「遠州の小京都として魅力を高め『住みやすく』『訪れたいくなる』地域をつくる」という項目を掲げております。加えて、基本目標2「魅力」と「交流」をつくる、施策の展開方向（1）「遠州の小京都」を核とした交流・集客の創出・拡大において、歴史文化を活かした観光資源の発掘・魅力向上を図り、国内外からの誘客を促進すると位置づけているところであります。

なお、議員からご発言のありました、2035年における森町の推計人口14,680人につきましては、国の機関である国立社会保障・人口問題研究所が2015年に公表した推計人口でございます。第2期森町人口ビジョンにおきましては、森町独自の人口推計により2035年の推計人口を15,693人としており、約1,000人の減少抑制を目指し、人口減少の克服と地域の自立かつ持続的な活性化に向け、5年間における重点的な施策を位置づけ、PDCAサイクルを回しながら各施策の進捗管理を実施し、2060年に人口16,000人を確保すべく、全力で取り組んでいるところでございます。

そして、議員ご案内のとおり、「遠州の小京都リノベーション推進計画」につきましては、令和5年2月24日に開催された全員協議会においてご説明させていただいたところであり、おさらい

になるかもしれませんが、この計画におきましては、先ほど申し上げました「第9次森町総合計画」及び「第2期森町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における位置づけを踏まえ、町内の古民家や蔵等の歴史的文化的建築物の利活用、旧周智高等学校跡地や来年度取り壊しを予定している旧児童館及び旧静岡銀行森町支店の跡地など公共施設跡地等を整備するにあたり、「遠州の小京都まちづくり」の要素を取り入れ、他に誇れる森町の魅力である「お祭りや舞楽といった歴史伝統文化」、そして「お茶や次郎柿、とうもろこし、和菓子といった特産品等の地域資源」を活かすとともに、潜在的価値(ポテンシャル)を活かし、新たな付加価値を加えたうえで、利活用や整備等を推進する計画として策定したものでございます。

更に、本計画の策定にあたっては、現在の状況及び背景について、人口減少や少子高齢化の課題のほか、町内に宿泊業や飲食サービス業が少ないこと。旧市街地において、空き家等が多く発生していること。交通の優位性として、新東名高速道路のインターチェンジが2か所あることや天竜浜名湖鉄道の駅が5か所あること。通過型の観光地であることや文化財や歴史的景観等の保全に努めることなどを整理したうえで、町が抱える課題整理として、「居住地、来訪地としての魅力を高め、多世代が長く住み続けられる定住環境や町内外の交流を促進する取組の必要性」や「古寺古社や自然環境をいかした体験、レジャー施設など観光資源同士を結びつけ、観光客の回遊性を高めるとともに宿泊を伴う長時間滞在を促進する取組の必要性」、「遠州の小京都の要素である歴史、文化の継承を促進する取組の必要性」を抽出し、こうした課題を解決するために、どのような事業が必要であるかを検討したところであります。

また、本計画の将来像としましては、「遠州の小京都を舞台に、来訪者をもてなし、くらしを楽しむまちづくり」を設定しており、これは、第9次森町総合計画のまちの将来像「住む人も訪れる人

も『心とらぐ森町』の考え方に基づいて設定しているものであり、計画の方向性としましても、「活発なコミュニケーション(にぎわい)の創出」、「地域資源をいかした、暮らしの質の向上」の2本柱を掲げ、単に観光振興、産業振興、文化振興のための整備方針ではなく、定住移住促進や交流人口、関係人口の創出、町民の子育て支援や健康増進など、さまざまな分野での効果が期待される取組を検討し、案件ごとに基本方針、活用方策案を提案しているものでございます。

議員ご発言のとおり、今後、森町では、第4期公共下水道事業の推進や都市計画道路新田赤松線改良新設工事、都市計画道路森町袋井インター通り線新設工事など大型事業が予定されております。こうしたインフラ整備等の大型公共工事を推進することも森町の将来を見据えた重要な事業ではございますが、森町のみならず、日本全体において人口減少や少子高齢化が危惧される中、多くの自治体が自らの自治体の魅力を高め、こうした課題を克服するための取組として「地方創生」に力を入れているところであり、森町においても、他の自治体に遅れることなく地域独自の魅力を高めるため、今回、「遠州の小京都リノベーション推進計画」という形で、今後、町が取り組む事業を整理したところであります。

町では、ご案内のように将来においてこうした取組のほか、学校跡地利用の検討や企業誘致、子育て支援や医療、福祉の充実等、さまざまな取組を検討していかなければなりません。

そして、今回の遠州の小京都リノベーション推進計画における各案件の活用方策案の検討につきましても、これまでの議会での一般質問や「町長と語る会、森町を語る会」での要望、私や職員の日々の業務の中における町民や来訪者等の要望や意見を踏まえたものでございます。

更に、今後の推進におきましても、町の将来に向け、魅力ある町「遠州の小京都森町」として存続を図るため、今回策定した「遠州の小京都リノベーション推進計画」の取組が、より多くの町民

の理解が得られるよう十分な検討作業を行い、事業を推進してまいりたいと考えております。

二点目の「この10年計画には、およそどれくらいの予算が必要となるのでしょうか」について、申し上げます。

今回の計画におきまして、現時点での事業スケジュールとして、直近10年以内での事業実施を掲げており、また、計画策定の委託業務の中で全体の大まかな概算事業費につきましても検討しており、旧児童館及び旧静岡銀行森町支店の跡地の整備、天竜浜名湖鉄道遠州森駅前の整備、旧周智高等学校跡地の公園整備、歴史民俗資料館の移設整備、旧さざんか荘跡地の整備、庵山公園の整備につきましましては、全体で10億円から11億円の事業費を見込んでいます。

なお、この概算事業費には、具体的な取組等について不確定要素が多い歴史的文化的建築物の利活用事業に係る事業費、また、事業内容によって用地取得が必要となった場合の用地取得費は含まれておりません。

また、今申し上げた事業費につきましましては、現状において類似事業等を参考に検討しており、今後の詳細検討や資材等物価高騰や労働賃金の上昇等、さまざまな要因により大きく変動する可能性が高いことをご理解いただきたいと思います。

そして、「遠州の小京都リノベーション推進計画」の推進につきましましては、こうした費用の財源として、国や県の補助事業やふるさと納税によるふるさと応援基金の活用等を検討してまいりたいと考えております。

更に、計画の進捗に関しましても、町の財政状況を鑑み、有効かつ効率的な推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大やウクライナ情勢等に見られるような突発的な社会情勢の変化や大規模地震や風水害等の災害対応等により、計画を見直さなければならない場合もあろうかと思いますが、森町における新たな課題に対する解決策や新たな行政需要への対応等、事業推進にあた

っては、全庁的に迅速かつ丁寧な推進体制を構築し、推進してまいりたいと考えております。

繰り返しになりますが、「遠州の小京都リノベーション推進計画」につきましては、森町がどこにでもある町としてではなく、将来にわたり、歴史、伝統、文化が薫り、住んでいる人にとっても、訪れる人にとっても魅力ある町「遠州の小京都森町」として存続するために必要な計画であり、その推進にあたっては、町の財政状況や社会情勢に応じて着実な推進を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆さまにもご理解・ご協力をお願い申し上げます。

議 長  
教 育 長

( 中根幸男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 次に、「小中学校での日本国憲法カリキュラムとその内容について」私、教育長から申し上げます。

一点目の「小学校・中学校での日本国憲法の学習について、どのようなカリキュラムと内容で学習しているか」のご質問にお答えいたします。

小学校における日本国憲法についての学習は、小学校学習指導要領におきまして、「日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解すること」や「日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考えること」と示されております。そして、小学校6年の社会科、政治の分野の「わたしたちのくらしと日本国憲法」の単元の中で、「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の三つの原則について学習しています。更に、その原則に基づいて「国会」「選挙」「税金」「裁判」等生活の中で多くの制度が運用されていることを学習しています。

また、それらが教科書での学習だけでなく、新型コロナウイルス

ス感染拡大前の修学旅行においては、国会議事堂を訪れたり、税務署の協力をいただいて租税教室を実施したりすることにより、憲法に基づく多くの制度をより身近に感じて、興味や関心を広げる学習機会づくりとなるように取り組んでおります。

中学校における学習につきましては、小学校で学んだ事柄をより多面的・多角的に捉え、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うことを目標としています。そして、民主主義の基礎には個人の尊厳と人権の尊重があり、それが憲法等の法により保障されていることや、自らが自らを治めるという民主政治の基本の考え方が国や地方公共団体の政治の仕組みに反映されていることなどを社会科の歴史的分野や公民的分野の授業で学習しております。

歴史的分野では、第二次世界大戦後、民主化の中心として日本国憲法が制定された経緯について学習したり、公民的分野では「個人の尊重と日本国憲法」の単元の中で、「人権の歴史と憲法」「日本国憲法とは」や「国民主権と私たちの責任」「平和主義の意義と日本の役割」「基本的人権と個人の尊重」などについて学習したりしております。

二点目の「児童・生徒の理解度はいかがか」についてであります。理解度を測る社会科のテストの点数は児童生徒まちまちであります。しかし、くらしにおける多くの決まりやルールの中で、日本国憲法は基本となるルールであることを児童が理解していると教職員が感じていたり、学習後の生徒から「日本国憲法が施行されたことによって民主化へ一歩前進したことが分かった。」といった意見が聞かれたりしていることから、小中学校での日本国憲法に係る学習を通して、憲法が国民としての権利や義務など、国や国民生活の基本を定めており、日々の生活と大きく関わっている事を多くの児童生徒が理解していると考えております。

教育委員会といたしましては、主に社会科の授業を通しての日本国憲法に係る知識や情報の取得のための学習にとどまらず、見



童生徒自身が憲法や政治、人権などの問題を自分事としてとらえ、より良い社会にするためにどうしたらよいのかを考え、授業を通して得た知識を基として社会生活に関わっていくことのできる児童生徒づくりを目指して、学校での取組を指導・支援してまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして答弁といたします。

議 長  
11番議員

( 中 根 幸 男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) ちょっと町長の言葉尻を捉えるようで申し訳ないですけど、理解を得られるかどうかということで、その点についてはちょっと答弁をもらっていない。町長は理解を得られるように今後事業を進めていくということですが、10億近くのお金を今後10年かけていくということになりますと、ある程度町民にもこの事業をもう少し知らせることが必要ではないかと思いますが、まずその辺。

議 長  
町 長

( 中 根 幸 男 君 ) 町長、太田康雄君。

( 太 田 康 雄 君 ) 町民の理解が得られるのかというところについて答弁がないというご指摘でしたので、繰り返しになりますけれども、最初の答弁で申し上げましたように、議員の皆さまはもちろんのこと、町民の皆さまにも理解をいただけるように事業を進めてまいりたいと考えております。

西田議員ご承知のように、この遠州の小京都リノベーション推進計画につきましては、2月24日に開催していただきました議会の全員協議会において、議員の皆さまにお知らせをしております。また、来年度の新年度予算の報道発表と同時に新聞紙上においては報道をしていただいておりますが、具体的に町民の皆さまにどう周知をしていくかと、お知らせをしていくかということについては、担当課長からお答えをさせていただきます。

議 長  
産業課長

( 中 根 幸 男 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。

住民への周知ということで、全員協議会の際にも少しご説明し

たかと思いますが、全員協議会でお配りしたA3の一枚紙を4月15日に広報回覧ということで考えております。

なお、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、このリノベーション計画につきましては、それぞれ上位計画、この上位計画については、それこそ総合計画、戦略等あるわけでございますけれども、それぞれ町民の意見をいただきながら定めたものであると。その中に要はその方向性があるって、その方向性を踏まえた計画として、リノベーション計画は策定されているということでございますので、繰り返しになって申し訳ないですが、そういった中で町民の理解を得ながら進めているということでございます。以上です。

議長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) それでは先ほど答弁の中にありましたけど、このリノベーション推進計画の前段として、一般会計には歴史的文化的建築物利活用プロデュース業務委託料というのがあります。また、旧静銀跡地・旧児童館跡地の解体事業も予算化されています。これはもうこのリノベーション推進計画の前段ですよ。その前段になる藤江勝太郎宅利活用に併せて、第二常任委員会でも説明がございましたけども、建物自体の改修もプロデュース事業者がやるのか、手がけることになるのかをもう一度。更にもうその事業の内容をもう一度答弁をいただければと思います。

議長  
産業課長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 藤江勝太郎家の利活用に係る内容をもう一度ということでございます。

藤江勝太郎家の利活用については、委員会でもまず経緯を申し上げて、今現在進んでいることとすると、基本設計業務を進めているところでございます。それを3月議会の3月補正で繰り越しをお認めいただいて、その中で設計業務を進めていくと。それをしながらプロデュース業務については、今回、藤江勝太郎家の利活用については、やはりその意匠的なもの、デザインという価値。

やはり遠州の小京都、あとは古民家を再生したものという趣旨に沿ったコーディネート、プロデュースが必要であることから、そのプロデュースについてプレゼン形式で行って、その業者が決まって、今進めているということでございます。

そのプロデュース業務を進めながら、かつ設計業務を進めながら、設計業務が一定程度進んだ段階で改修の費用が出てきます。その改修の費用が出てきた段階で、再度議会に改修の事業について補正予算なりを計上させていただいて、その中で改修業務を進めていくと。その改修業務がいつまでになるかということでございますが、要はプロデュース業務について、今回の当初予算の中で債務負担行為も提案させていただいておりますので、予定としてはやはり令和6年度までかかるだろうということを用意しているということでございます。以上です。

議 長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) その中でこの事業者が行う事業として三点ほどあると言われております。サウナ、ワーケーション、またラウンジというようなことを聞いていますが、それは間違いありませんか。

議 長  
産業課長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) そういう形で設計業務を進めているところでございます。

議 長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) この勝太郎宅は、歴史的文化的建築物という捉え方でいると思います。それで、歴史的文化的建築物にサウナというのは、これはどうも整合性がないように思うんですが、その辺はいかがでしょう。

議 長  
産業課長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。

勝太郎家に係るサウナの位置づけ、役割が合っているかということでございます。

藤江勝太郎家につきましては、ご案内のように藤江勝太郎氏がそれこそウーロン茶であるとか、お茶に関わった重要な人物であるということが、その藤江勝太郎家については歴史的文化的という意味ではそういった方が住まわれた家。かつ明治以降にある建物ということで、価値があるということで整理をまずさせていただいております。

その中で委員会等でもご説明を申し上げたと思いますが、やはり当初、それを活かしたカフェであるとかそういったものをこちらではある程度頭に置いてはいたんですが、やはりそれでは他の市なり他の取組となかなか特徴が出ないということがございます。

それと共に、サウナということが、今、ブームから文化に変わりつつあるということでございます。これはそういうご提案を受けてから、私どもいろいろ調べさせていただきました。そうするとやはりそういったものが生まれていて、今回、ロウリュウサウナということでございます。ロウリュウサウナについては、新聞等でもご覧になった方がいらっしゃると思いますが、やはりそこで緑茶をかけたり、ウーロン茶をかけたり、ただ水をかけてやるということではなくて、そういうことでやはりお茶との繋がりが出るということでございます。

サウナについては、それこそ今ある価値に新たなそういう価値、魅力あるものを取り入れてこそ、まずお客さんが足を運んでくれるのではないかという今までの価値に新たな価値を加えることによって、やはり特徴的なものとしてその建物に来ていただく。それで、またこれまでも森町が遠州の小京都として取り組んできたこと。町並みだとか、例えば小国神社だとか大洞院とかこの町全体の雰囲気に加えて、新たなそういうものを付け加えることによって、新たなお客さんにも来てもらうということと共に、地元の方にもそういったものを利用していただくというところを見込んでいるものでありますので、私どもとしては、今回、藤江勝太郎

家の利活用の際にそういったものを取り入れることについて、今回、予算の中でプロデュース経費ということで提案させていただいているということでございます。

議長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) サウナの文化が広がっているということをお聞きしたので、私もちょっとインターネットで調べてみました。確かに今若い人たちが、この近辺では静岡に1か所、相当人が集まるサウナがあるようです。そこは冷水をかぶることが人気だと。その水も飲めると。直接出てくる水を飲むことができると人気だと。また、あとは東京には非常にたくさんあるそうです。サウナ文化とインターネットでは言っていましたが、果たしてそのサウナ文化と歴史的建物とどう繋がるのかなと思います。

ですので、このまちづくり推進会議が開かれている中で、この問題も利活用をどうするかというので話し合いなんかも出ていると思うんですけど、どのような意見が交わされたのか。もしそういうことが交わされているのだったら、答えていただければと。

議長  
産業課長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。

( 長野 了 君 ) 産業課長です。西田議員から再度の質問でございます。

おっしゃるように確かにどう繋がるのかといった感触というのは、西田議員がお持ちのように私どもも当初は思っただけです。やはり提案が出てくる前にサウナが頭にあったかということ、なかなかなかったと。なんだけれども、その提案された一社の方、要はちょっとお断りされた方にもこういうことだというのを当然説明したときに、その方もサウナは考えていたというご発言がありました。なんだけれども、なかなか踏み込めなかったと。やっぱりそこまで踏み込まないといけないのかなというご意見をいただいたという事実がございます。

その後、当然庁舎内等々で意見ももらっております。庁舎の推進会議、町の担当については、令和4年3月の今頃にも、まずは

それぞれのリノベーション計画でいろんな施設を考えていますよと。それぞれの施設ごとに各課から意見をいただいています。課題なり、その方向なり、提案なりということで、それは職員から細かいのを入れて延べ243件をもらっています。その後、1回概略を整理した後も、令和4年8月にもう1回意見をいただいています。庁内職員から43件のいろいろな意見をいただいております。

そういった意見を踏まえて、今回、リノベーション計画の策定をしており、サウナについても、議員がそのように思われるのも当然わかるというか、その感覚はなんとなく共有できるんですが、私どもその後調べて、やはり今まで遠州の小京都といったときに、やはり来る層というのはわりと高い年齢層なんですよね。なんだけれども、それだとやはり今後の森町としても、西田議員がおっしゃるように人口減少とか少子化とかといった意味では、やはり若い方に興味を持ってもらうことが必要であると考えております。そういった視点も踏まえて、遠州の小京都のこれまでのファンや馴染んでいる方に加えて、やはり新たな層を取り込みたいという意味合いについても、このリノベーションという言葉の中に含まれていますし、だからこそリノベーションしていくんだよという意味合いの計画の中で藤江勝太郎家があって、その中の一つの事業の提案としてサウナで考えていきたい、進めていきたいということでございます。以上です。

議長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 今、課長の答弁の中にも若い人たちが今、多くなっていると。年齢を重ねた中高年になりますと、ほとんど変わらずにサウナへ入っているというようなことが書いてありました。それが事業としてメリットがあるということで進めると思うんですが、当然デメリットも考えていかなければならないと思います。最終的にこの事業者は、誰が事業をしていくのでしょうか。常任委員会で答弁があったかもしれませんが。

議長

( 中根 幸男 君 ) 長野産業課長。

産業課長

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。西田議員のご質問にお答えします。

どこの事業者が展開していくのかといったことをございます。

それこそ端的に「株式会社GREENING」という会社が、今回プロデュースを行ったうえで、その後も自分たちで経営をやっていききたいということをございます。繰り返しになりますが、提案方式でやった際に、その1社のみが私たちはずっとここで勝負していききたいということで、そのことも重要なことです。あとは、提案内容についてもこちらでしっかり検討させていただいてというのが今回の提案ということをございます。以上です。

議 長  
11番議員

( 中 根 幸 男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 「GREENING」というのがやると。その後の経営も「GREENING」さんがやっていくということではありますが、先ほど私も言ったように、デメリットといえば、最悪事業がちょっと思わしくないよと。最悪撤退したいとか、そういったことも少し考えておかなければいけないと思うんです。当然、町が古民家として提供する以上、やっぱり町の責任ということも出てきます。そのときに、常任委員会の中では指定管理というようなことも言われました。指定管理というと、アクティー森のことを考えると、指定管理料というものを払って経営していると。私はそういったことにならないようにしてほしいと思いますが、その指定管理ということが考えられているというのは、どこからそういう考えが出てきたのでしょうか。

議 長  
産業課長

( 中 根 幸 男 君 ) 長野産業課長。

( 長 野 了 君 ) 産業課長です。西田議員のご質問にお答えします。

なぜ指定管理かということをございます。

まず、考え方として、町の施設がございます。これについては、それこそ今お話がありましたように、例えばアクティの施設、物自体は町のものでございます。キャンプ場、コテージもこれも町

のものでございます。キャンプ場、コテージについては、指定管理料を払わずに利用料金の中で経営をしていただいています。形式としては同じような形になる。要は指定管理したからといって、指定管理料が発生するというわけではございません。

指定管理については、それこそどういった流れで指定管理という制度が生まれたかということを少し申し上げますと、それこそ三位一体の改革とかああいったときに、一つの大きなテーマとして、民間活力を活用してそういった施設を運営してくださいねという国の大きな方針がございます。ですので、飯田防災センター等そういった公共施設に関しても、基本は指定管理制度に乗っけてくださいねという国の制度がございます。

そういった中で指定管理制度ということについては、町の町有施設、勝太郎家は町の施設になります。それを民間事業者を活用してもらう際には、自然とその指定管理制度を使った制度の中で、民間活力を活用してその運営を行っていくという整理になってございます。結果的には指定管理制度の中で、指定管理というのはあくまで委託料でございますので、その管理運営を行うことについて、指定管理制度の中で経営をしていただくといった整理でございます。以上です。

議長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) お話を聞いている中では、それならもうこの勝太郎邸を業者に全て任せると。事業者のものになると。それが行政の古民家という中では無理だよということであっても、指定管理というものがやっぱりつくというのは、私はちょっとなと思ってしまいます。これは長いスパン、10年という中で、勝太郎邸もそうですけども、旧静銀跡地もそうですが、そういう方向で進んでいくということでもありますので、今後いろいろ問題、また、森町全体の遠州の小京都リノベーションと。全体に目を向けるといったことも必要だなと、今お話を聞いていると考えています。この問題は少し、まだこれはここでおきまして、時間があり



ませんので次の質問に行きます。

ここに日本国憲法の前文が、抜粋ですがあります。「日本国民は政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」更に9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海軍空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

ここには、悲惨で残酷な太平洋戦争の反省の中から導き出された世界に誇れる憲法の主眼ともいえる文章だと私は思います。学習の場では、基本的人権や国民の権利及び義務とともに、平和の問題もわかりやすく授業をされていると思いますが、簡単に授業内容を教えていただければと思います。

議 長  
学校教育  
課 長

( 中根幸男 君 ) 塩澤学校教育課長。

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。ただ今の西田議員のご質問でございます。

憲法における平和についての学校での学習状況についてということでございます。

先の教育長からの答弁の中でもございましたように、学習指導要領におきましても、日本国憲法の成り立ちとといいますか、議員おっしゃられたように、戦争を経て日本国の民主化の礎となった憲法であると。その中で平和の主権が謳われているということが、小学校で大きな柱として学んでいるということ。

あと中学校におきましては、更に小学校での学習を深く多面的に捉えまして、民主主義の中で国民として、そのような今の憲法を踏まえた平和のうえで、今、世界的な取組をしている例えば国連によるP K O平和維持活動でありますとか、政府開発援助等の取組の平和維持活動をされていると。それに対して日本国がどの

ように関わっているかというようなことを学習しております。

従いまして、憲法の内容を更に一步進めて、少しでも今の世界における日本の平和を通して、どのように考えてこの先どのように行動できるかというような学習に繋げていこうということで、学校では取り組んでいるところであります。以上です。

議 長  
11番議員

( 中根幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 平和教育とは少し違うと思われる冊子がございます。これは、子ども向けの初めての防衛白書というものを少し抜粋したものです。これは担当課では、教育長もご覧になられましたか。

議 長  
教育長

( 中根幸男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) お答えいたします。

前回の一般質問等の関わりの中でも触れておりますので、事前に私達事務局等についても把握、見させていただいております。

議 長  
11番議員

( 中根幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) それでそのときの答弁では、園長校長会の席で周知させるというお答えでした。その後の経緯を担当課にお聞きしましたら、周知させましたということでした。私、周知という意味を調べてみたんです。二つの意味があるんです。主は「あまねく」とも読むんです。広く知れ渡っている、もれなく全てに及んでいるという意味で、一般的に広く知られているということ指しています。二つ目は関係する全員が知る状態にあること。つまり例えば議員であり役場の職員なんかが決められた規則、そういった規律、そういったものをみんな知っている、それを周知させるといった二つの意味があるということです。

今回、園長校長会に関係する全員に徹底、知らせることになってしまいましたが、それでよろしいですか。

議 長  
学校教育  
課 長

( 中根幸男 君 ) 塩澤学校教育課長。

( 塩澤由記弥 君 ) 学校教育課長です。

西田議員の防衛白書の扱いについての周知についてのご質問で

ございます。

先にもご案内させていただきましたように、園長校長会の中で、現在の国防の状況を白書としてまとめてあるという資料があるということについて報告をしております。

なお、その扱いにつきましては、各事業の中で平和教育の学習教材として使うのではなくて、やはり通常の学校での学習よりも更に踏み込んでといいますか、興味関心を持つ児童生徒に対しての資料提供としてこういう白書があるということ、まず職員が把握しておく、事前に把握しているというようなことの対応をしてくださいという内容について周知をしております。以上です。

議 長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 担当課でもこれを見られていると思いますが、中身は今の岸田政権が進める軍備増強計画をやんわりとごまかして、児童生徒に自衛隊をPRしようとするものであります。少し平和の教育とは違うものだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

議 長  
教育長

( 中根 幸男 君 ) 教育長、比奈地敏彦君。

( 比奈地敏彦 君 ) 教育長です。

今のお話を聞いていくと、少し論点が私の範疇から超える国の発想的になるわけですが、ここの場でお話をさせていただくのは、ここの二つの書いてある問題点について答弁させていただきましたけども、教育でございますので、西田議員ご承知のとおり、教育基本法というのは、憲法に基づいて作られたものです。それが1条できちっと書かれていますので、その平和教育と自衛隊云々というところの論点とは別に、やはり子どもたちには憲法というのは、日本の礎というか根本になるもんだよという部分をケースバイケースで教えているというのが現状でございます。

先ほど課長が言いましたように、憲法そのものがどうのという部分でいくと、非常に難しくなってしまうし、憲法論議は、

それこそ1章の天皇のところから補足の第13章まで103条あります。その中で学校教育に必要なものとして捉えるならばという部分で言った説明が、やはり私達は教育者でございますので、学習指導要領に基づいた平和教育のあり方、または基本的に憲法と関わるならば、第3章の国民の利益及び義務というようなところで、生活と憲法が本当に密接に繋がっているんだよというところをきちっと押さえるというのが趣旨でございますので、今言っていることはちょっと話が違うのかなと思います。

議長  
11番議員

( 中根 幸男 君 ) 11番、西田彰君。

( 西田 彰 君 ) 今、教育長の答弁をいただきました。そのとおりだと思います。終わります。

議長

( 中根 幸男 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午後 2時18分 ~ 午後 2時30分 休憩 )

議長

( 中根 幸男 君 ) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1番、増田恭子君。

登壇願います。

1番議員

( 増田 恭子 君 ) 1番、増田恭子です。通告書に従いまして、一問一答方式で質問させていただきます。

第2期森町子ども・子育て支援事業計画と健康こども課の実績について、お伺いします。

平成27年4月から開始された「子ども・子育て支援制度」の施行を受け、森町でも、令和2年3月「第2期森町子ども・子育て支援事業計画」が策定されています。

令和5年4月1日より、内閣府の外局として「こども家庭庁」が本格的にスタートし、国を挙げてこども政策の推進に取り組むと理解しています。

令和4年度4月に創設された「健康こども課」の役割が大変重要になると考えます。そこで、次の点について伺います。

1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念に「子育てに夢を持てるまち」とあるが、当局が描いている具体的な未来像をお聞

議 長  
町 長

かせください。

2 「健康こども課」の令和4年度の主な事業内容と取組実績をお伺いいたします。以上です。

( 中根幸男君 ) 町長、太田康雄君。

( 太田康雄君 ) 増田議員の「第2期森町子ども・子育て支援事業計画と健康こども課の実績について」のご質問にお答えいたします。

一点目の「子ども・子育て支援事業計画の基本理念に『子育てに夢を持てるまち』とあるが、当局が描いている具体的な未来像は」についてであります。令和2年3月に策定した第2期森町子ども・子育て支援事業計画におきまして、地域社会全体で支え合いを推進していくため、計画の基本理念を「子育てに夢をもてるまち～みんなで子育て いきいきまちづくり～」と定めております。

近年の急速な少子化の進行や家庭、地域、社会又は労働環境等の変化により、子育ての孤立化や保護者の負担増から、子育てにおける家庭としての役割を果たすことが困難な状況が増えてきており、子育ての意識も変わってきております。このような中、地域社会においては、子どもや子育て家庭を切れ目なく見守り、応援することが大切と考えております。

ご質問の具体的な未来像につきましては、「森町に住み、子どもを産み育てていきたいという若者が、安心して子育てできる地域社会を実現すること」であると考えております。また、第9次森町総合計画では、まちづくりの基本目標の基本の柱の一つに「みんなで助けあう健やかなまち」を掲げて、その施策の基本方向として、「子育て・子育てしやすいまちをつくる」としてあります。これを実現するため、現在、第2期森町子ども・子育て支援事業計画に基づき、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割を担いながら連携・協働し、子育て家庭ばかりでなく、森町全体で子どもの育ちや子育てを切れ目なく支援する支え合いの取組を進めており

ます。また、今年度は、令和2年度から令和6年度を計画期間とする第2期計画の中間年度にあたり、見直しを行いました。見直しの内容といたしましては、教育・保育施設や放課後児童健全育成事業など事業ごとに利用に関するニーズ量に対応した確保量の見込みと実績値を比較し、乖離がある事業の確保量を見直ししております。この計画に基づき、残りの計画期間において必要な確保量が確保されるよう取り組んでまいります。

二点目の「健康こども課の令和4年度の主な事業内容と取組実績は」についてでございますが、健康こども課には3つの係があり、幼稚園保育園係では、幼稚園、保育園、放課後児童クラブに関する事務等、こども家庭係では、児童福祉、ひとり親福祉、母子保健等、健康づくり係では、成人保健、予防接種、感染症対策等の業務を行っております。今年度、健康こども課を創設し、幼稚園と保育園の窓口一本化と子ども家庭総合支援拠点を設置したことにより、支援の対象を18歳までの全ての子どもに広げることができ、また、関係機関との連携が深まったことにより、これまで以上に手厚い支援ができるようになりました。

議員ご質問の健康こども課の令和4年度の主な事業内容と取組実績についてですが、多岐にわたり多くの事業を行っております。第2期森町子ども・子育て支援事業計画に沿って申し上げます。なお、特に時点を申し上げないものは、2月末時点の実績とさせていただきます。

まず、基本目標1「すべての子育て家庭を支援します」に関連する事業でございます。「児童館の運営」につきましては、森町社会福祉協議会を指定管理者としており、延べ1万2,055名の利用。「子育て支援センターの運営」につきましても森町社会福祉協議会に委託しており、延べ834名の利用がありました。同センターが行う事業には、1歳児を対象とした子育て講座「すくすくクラブ」と2歳児を対象とした子育て講座「のびのびクラブ」があり、それぞれ延べ228名と204名の利用。専任の母子保健コーディネー

ターが妊娠期から子育て期までの総合相談に応じる「子育て世代包括支援センター」での支援者数は、実人数で28名。「保育所等整備事業費補助事業」は、4月開所予定のプティ森町園の施設整備に対する補助で、交付決定額は1億2,253万円。18歳までの入院・通院医療の助成を行う「こども医療費助成」は、約5,500万円の助成。「森っ子出産祝金」は、59名に620万円の助成。虐待予防の親支援教室「はなはぴ」は、参加者延べ17組。子育て応援情報誌「もりっこ」をホームページで閲覧できるようにした「子育て応援サイト『もりっこ』」を2月28日に公開。言語訓練を個別に行う「ことばの教室」は、参加者延べ153名。3歳児以上の親子を対象に行う小集団療育「親子あそびの教室『ぞうさん』」は、参加者延べ288名。3歳児未満で発達に支援が必要な子どもと保護者を対象とした療育教室「ぼっぷこ〜ん」は、参加者延べ151名となっております。また、全ての子どもを切れ目なく支援する「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年4月1日に設置し、延べ94件の相談に対応し、虐待相談等要支援児童の記録を管理する家庭児童相談管理システムを令和5年3月8日に導入いたしました。

基本目標2「親と子どものこころと身体の健康づくりを支援します」に関連する事業として、「妊婦健康診査費用の助成」は759件。産後おおむね2週間後と1か月後の「産婦健康診査費用の助成」は、それぞれ65件と71件。新生児期における聴覚障害の早期発見のための「新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成」は、65件。「4か月児、10か月児健康診査の助成」は、それぞれ60件と71件。6か月児、1歳児、2歳児、2歳6か月児を対象に実施する「乳幼児健康相談」は、延べ277名。身体計測、内科診察、歯科診察を行う「1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査」は、それぞれ71名と84名。1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの半年ごと4回にわたり行う「フッ素塗布」は、延べ302名。家庭を訪問して子どもの健康状態や母親の健康状態の確認を行

い、子育てに対する不安の解消を図る「乳幼児訪問」は、延べ67名。訪問が必要な妊婦に対し、家庭訪問し、保健指導・栄養指導などの妊娠・出産に必要な指導を行う「妊婦及び産婦訪問指導」は、延べ7名。「母子健康手帳の交付」は、59名。生後2か月の乳児の保護者に予防接種の内容や接種時期の説明等を行い、養育者同士の交流を図る「予防接種のしおり交付」は、43名となっております。また、複雑な予防接種のスケジュールを個別に自動で作成し、接種日が近づくとメールで通知するサービスの「子育て支援モバイルサービス予防接種ナビ」により、保護者の予防接種管理が可能となっております。この予防接種ナビは令和5年3月1日にサイトリニューアルを行い、4月3日に「もりまち子育て応援アプリ」としてアプリ化の予定となっております。

基本目標3「子どもがいきいきと育つことのできる環境を整備します」に関連する事業としまして、幼稚園の教育時間外及び長期休業中に行う「預かり保育」は、登録者数124人となっております。

基本目標4「子育て・子育てしやすい安全な地域をつくります」に関連する事業としましては、子育て支援センターが行う事業を通して「母親クラブへの支援・育成」を行っております。

基本目標5「職業生活と家庭生活の両立を支援します」に関連する事業としましては、放課後に家庭で保育できない児童の健全育成を目的に実施する「放課後児童クラブ」を4クラブ運営しており、3月初日時点で登録者数144名。保育園・幼稚園等の送迎、預かり等を行う会員組織「ファミリー・サポート・センター」は、協力会員44名、依頼会員38名、両方会員19名の計101名が登録し、送迎2件、集団託児34件の実績となっております。

子ども・子育て支援事業計画に掲載されていない事業の実績としましては、就学前のお子さんの預け先に関する相談対応を行う専任職員を配置する「保育コンシェルジュ事業」は、相談件数約80件。幼稚園、保育所等を利用する低所得世帯等の3歳児以上の



給食費等を助成する「低所得世帯等児童の給食費等助成」は、延べ943名、約53万円の実績見込み。保育士確保のための宿舍借上費用にかかる補助を行う「保育士宿舍借上支援事業」は、1園4名に総額で約139万円の実績見込み。保育士の処遇を改善し、賃金を上げるため令和4年2月から9月まで補助を行った「保育士等処遇改善臨時特例事業補助金」は、令和4年度分の実績が4園に総額で約547万円。入所希望が特に多い歳児の入所枠を確保する対策を講じた保育所への補助を行う「保育所入所枠確保対策補助金」は、2園で約268万円の実績見込み。住民税非課税世帯等の児童に1人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)」は、75世帯に総額で765万円を支給。低所得のひとり親世帯の児童に1人当たり5万円を支給する「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」は、82世帯に総額で630万円を支給。児童手当の所得制限限度額未満の方へ児童1人当たり10万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」は、令和3年度事業でしたが、申請期間延長により令和4年度に繰り越しを行った分の実績が、16世帯に総額で170万円を支給。物価高騰への対策として給食の質・量を維持し、利用児童の保護者負担の増加を防ぐための保育所への補助を行う「教育・保育施設給食提供に係る物価等高騰対策支援補助金」は、4園に総額で約167万円の実績見込み。新型コロナウイルス対策を講じながら保育を継続するために必要となる対策を行う保育所への補助を行う「保育所等新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業補助金」は、4園に総額で160万円の実績見込み。電力・ガス価格の高騰への対策として安定的な保育を実施するために保育所への補助を行う「保育所電力・ガス等価格高騰対策支援金」は、4園に総額で115万円。未就学児に図書カードネットギフト5千円分を支給する「未就学児への図書カードネットギフト支給事業」は、683人に支給。1歳児以下の子どもに紙おむつ2パックを支給する「新生児等への紙おむつ支給事業」は、224名に支給。伴走型相談支

援と妊娠届出時5万円、出生届出後5万円を支給する出産・子育て  
応援ギフトを併せて行う「出産・子育て応援事業」は、出産応援  
ギフト85名、子育て応援ギフト54名、合計695万円を支給して  
おります。

健康こども課では、この他に成人を対象とした健康診査事業の  
実施や、新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保し、当ワク  
チン接種を実施する等としてまいりました。

以上が、健康こども課の令和4年度の主な事業内容と取組実績  
です。

令和5年度発足のこども家庭庁では、常にこどもの最善の利益  
を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中  
に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視  
野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、  
健やかな成長を社会全体で後押しすることを目指しております。  
このため、森町におきましても、国の動向に合わせてこども施策  
を推進していきたいと考えております。

以上、申し上げますと答弁いたします。

( 中根 幸男 君 ) 1番、増田恭子君。

( 増田 恭子 君 ) ありがとうございます。

健康こども課さんでたくさんの支援の事業を本当に次から次へ  
という感じで、いろんなことを施策として考えていただいている  
というのを感じております。

それこそコロナワクチン接種のこととかそういうことも健康こ  
ども課だということで、ちょっと町民の方の中には、健康こども  
課が子どものどんなことに重点を置いて子どもの施策を打ってい  
るかというのが、ちょっとわからなかったりとかという話も聞き  
ました。コロナワクチン接種のところだよねというような話もち  
よっと聞こえてきましたので、今の町長の答弁の中でたくさんい  
ろんな施策を打っているということが、わからせていただけてあ  
りがたかったなと思っております。

議 長  
1 番 議員

先日の議会の中でも、令和5年度の事業としてさまざまな事業が健康こども課さんで組まれているという中で、私の質疑をさせていただいた中に発達に課題を持っている子どもさんが増えているというところで、発達のグレーゾーンの子どもさんに対しての保育士の加配というような事業があると思います。発達障害と診断を受けている方の場合でしたら、いろいろと医療機関にかかれたりとか、相談機関にかかれたりとか、そういうこともあると思いますけれども、そのグレーゾーンと呼ばれる方たちに対してというのは、取り組み方がとても難しいのではないかと考えております。質問ですけれども、森町では発達の検査というものをいつのタイミングでされるのか。もしくは町としてはされていないのか、その点についてお伺いします。

議長  
健康こども  
課長

( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。増田議員のご質問にお答えします。

発達の検査ですけれども、子ども相談という名称で発達の検査を行っております。

これにつきましては、1歳半の検診から、そこで発達にちょっと遅れがあるのではないかとといったところからもう既に拾っておりますので、早い子では1歳半の段階、それから2歳・3歳の健診相談のタイミングで、お子さんの発達の確認をさせてもらいまして、保護者の方にこんな状況だよということをお伝えし、保護者の理解が得られたら子ども相談を受相するという形になります。

それともう一つは、幼稚園・保育園に入ってから、やはり集団の中で少し集団から外れてしまったり、発達の遅れがあるのではといったところから、保育園・幼稚園の先生方から発達検査を受けたいというようなご依頼を受けて子ども相談を受けております。就学前は特に小学校に入るときには支援級がいいのか、支援学校がいいのかといったところにかかってくるので、必要な方

は必ず子ども相談を受相していただくという形になりますが、なかなか保護者の理解を得ることが難しい面もありまして、園の先生方はかなり苦勞されているのではないかなと思っております。以上です。

議 長  
1 番議員

( 中 根 幸 男 君 ) 1 番、増田恭子君。

( 増 田 恭 子 君 ) ありがとうございます。

私も心配をしているのが、保護者の方がそういう発達検査の結果とかを受けても、なかなか自分の子どもに対してなのでその理解が進まない、認められなかったりとか、私も10年以上前ですけれども発達障害のお子さんの支援ということでいろいろとボランティアをさせてもらったりとかする中で、身近で感じていたことです。周りから見ると、この子には特別な支援が必要だと思う。でも、親御さんにいくら話をしてみても、そのところの理解が得られないというパターンが、やはり多いのではと心配しています。

それこそ先日ですけれども、私も町民の方からちょっとご連絡をいただいて相談を受けた事例になります。職場で知り合った方に対してちょっと心配をしているので、どのような手立てができるのかという相談だったのですけれども、その心配をされている側のご本人には、小学生のお子さんがいらっしゃいます。母子家庭のようです。それで、他県から移住をしてきたものだからなかなか頼れる身内もなく、友人等もなかなか少ないということです。私に相談をしてくれた方と、職場で知り合ったというその方との話の中に、どうやら家賃をもう4か月ぐらい滞納しているとか、あと仕事にもなかなかお母さんが来られないという日が多く、このままだと解雇になってしまうのではないとか。あと、子どもさんも不登校気味であるということとか、あと食事が満足に取れていないのではないかという心配とか、そういうことでさまざまなアドバイスはその方もご当人にはしてきたみたいですがけれども、なかなか受け止めてもらえなくて改善をされたというものが

見られないということで、自分1人では抱えきれなくてどうしたらいいんだろうということで、相談に来られた方がいらっしゃいました。私の方では、まずはその地区の民生委員さんに相談をしていただいて、事情を少しお話をしてみたらどうですかということでアドバイスをさせてもらったのですが、それこそ前に私がボランティアをしたときに感じたことと、今回、この話を聞いて感じたことの共通点というのが、親御さんの認知の歪みというか、子育て、学校に子どもを行かせるということとかということに対してのなかなか理解がなかったりとかというようなことが出てくるのではないかと考えています。

今、子ども子育て総合支援拠点ができておりますが、こちらを利用できる対象者というのを私も調べてみましたが、やはりご本人だったりとか、ご家族だったりというところが対象になってます。今お聞きしたいのが、例えば友人とか、近所の方とかそういう方が、ちょっとあそこの子どもさん大丈夫なのかなというように心配が起こったときに、この子ども家庭総合支援拠点に相談に行くということは可能なのでしょうか。

議 長  
健康こども  
課 長

( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。増田議員のご質問にお答えします。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、対象は18歳までのお子さんとその保護者、子育て家庭が対象になっておりますが、いろんな事情でその方が直接来られない、まだ相談するまでもないと思っていられるというような状況ですと、なかなか進んでいかないと思います。まずは、近所の方だったり、相談を受けた方がこんな状況だよということをお伝えしてもらうのは一つかなと思いますが、ただ、ご本人さんの同意がないと、なかなか難しい面もあるかなと考えております。そこについては、やはりこういう場所があるので一緒に行こうよというような感じで言ってもらえると大変ありがたいなと考えております。

それと先ほど議員がおっしゃったように、民生委員さんにお伝えしてそこから相談に繋げていくということも一つかなと思っておりますし、お母さん1人だけではなかなか解決できない問題かなと思っておりますので、ぜひ声を上げてもらえればなと思っております。

議 長  
1 番議員

( 中根幸男 君 ) 1 番、増田恭子君。

( 増田恭子 君 ) ありがとうございます。

それこそ先ほども町長の答弁の中にありましたように、町としてはいろいろな方に対していろいろな形でフォローアップをしていくとか、支えていくというような施策をたくさん打っております。そのことが本当に必要とされる人のところに届いてくれることというのが、とても大事なことだと思っています。ただ、今、少しお話をさせてもらった方みたいな形で、何に対してもあまりこうしてみようというようなことがなく、町への相談もしているのかしていないのかがわからないというような方に対して、町がせっかくいろいろと考えているセーフティネットの網から漏れてしまうような町民の方もいらっしゃるのではないかなというように思うのですけれども、その辺に関しては何か対策というのを考えるというのはなかなか難しいのでしょうか。

議 長  
健康こども  
課 長

( 中根幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。増田議員のご質問にお答えします。

やはりご自分から声を上げていくというのはなかなか難しいことだったりとか、そういうことまで相談はできないとってしまったりすることが多々あるのではないかなと思っております。相談まで来てくだされば、本当にそこで何かしらの支援を一緒に考えていくことができるんですけども、そこまで行かない方がやっぱりいらっしゃるというのは事実かなと思っております。やっぱり地域で支えていくということがとても大事になるのかなと思っておりますので、先ほど言ったように、民生委員さんの中での活

動の一つ、それからいろんなボランティアさんがいらっしやるので、その中で声を上げてもらったりとかということは、情報をいただいたりとかということは必要かなと思っておりますので、そういうボランティアさんとの繋がりも私達は大事にしなくちゃいけないかなと思っております。

これからそういう方に対して何かしらの支援ができないかなというところで、来年度お助け隊の事業を行っていくという形になりますので、いろんな学校、それから各幼稚園・保育園からの情報を基に、必要な方にはこういう支援があるよということでこちらからプッシュ型で情報発信していきたいなと思っております。以上です。

議 長  
1 番議員

( 中根幸男 君 ) 1 番、増田恭子君。

( 増田恭子 君 ) ありがとうございます。よくわかりました。

プッシュ型でやっぱり支援をしないと、なかなか支援のところに繋がれない方というのもいらっしやると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

これは、森町子ども子育て支援事業計画の概要版になっております。こちらが、「子育てに夢を持てるまち」ということです。第1期を見させていただいたときに、基本理念のところの第1期が、森町子ども子育て支援事業計画で「子育てに夢を持てるまちなびのび子育て 生き生きまちづくり」となっておりました。これは第2期のものですけれども、こちらは先ほど町長も答弁していただいたように、「子育てに夢を持てるまち みんなで子育て 生き生きまちづくり」になっております。この変わっているところは、「のびのび子育て」というところから「みんなで子育て」というようにここが変わっています。

今、ご答弁いただいたみたいに、これがみんなで子育てというところに第2期からは積極的に取り組んでいくということかなかなと思ってはいるんですけれども、地域社会全体で子どもを育てて

いこう、支え合っっていこうということで、ここの部分が変わったのかなと私は感じているのですけれども、そういう理解でよかったかどうかお伺いします。

議長 ( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

健康こども課長 ( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。増田議員のご質問にお答えします。

議員が今おっしゃったとおりの内容です。1期から2期を作るときには、地域で本当に子どもは地域の宝というところで、地域で皆さんで子育てしていきましようといったところを基本的に押さえようというところで公開させていただきました。以上です。

議長 ( 中根 幸男 君 ) 1番、増田恭子君。

1番議員 ( 増田 恭子 君 ) ありがとうございます。

本当にさまざまな事情でなかなか家庭の中だけでは子どもさんを育てるとというのが、やっぱり難しくなっている時代だと思います。なので、本当に地域の子どもは地域の宝として、地域の宝である子どもは森町の宝として、また森町の宝である子どもは日本の宝というようなことで、一丸となって子どもさんの育ちを見守れるような町になったらと希望しています。

先ほど保育コンシェルジュの令和4年度の相談件数も80件あったということで、答弁をいただきました。この保育コンシェルジュがいらっしゃることによって、お母さんたちの悩みというか、保育園なのか、幼稚園なのかという選択のときの悩みというのは、やっぱり少し緩和をされたのではないかと思います。この保育コンシェルジュの相談件数の中で、コンシェルジュに相談したことで幼稚園に入園させることになったよとか、そういう具体例は難しいと思いますけれども、どのような相談内容が多かったのかというところで教えていただければと思います。

議長 ( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

健康こども課長 ( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。増田議員のご質問にお答えします。



保育コンシェルジュの相談内容ですけれども、一番窓口に近い場所に座っておりまして、窓口対応はほぼ全てしていただいております。幼稚園・保育園の入園の申込みの際には、必ず保育コンシェルジュがいれば保育コンシェルジュが受付をさせてもらいまして、お母さん方の要望ですとか悩み、それから保育園・幼稚園の部分のことを聞きたいという方については、丁寧に説明をさせてもらっております。

どのような相談内容が多いかということ、今年度は幼稚園と保育園で迷っているけどというのがあんまりなかったと聞いております。去年はそういうものがあつたということで伺っておりますけれども、今年度一緒に幼稚園の受付をさせてもらって、保育園を希望してくるんだけど幼稚園の魅力もお伝えしているといったところでは把握してないんですけども、情報としてはお母様に入っているのかなと思っております。どのようなことが多いかということ、具体的なところはちょっとわかりませんが、実際に情報提供をしていただいて、その情報を基に保護者が幼稚園がいいのか、保育園がいいのか、そういうところを決めてもらっているという形になります。以上です。

議長  
1 番議員

( 中根 幸男 君 ) 1 番、増田恭子君。

( 増田 恭子 君 ) ありがとうございます。窓口のところで対応していただけているということで、ご父兄の方も相談がしやすいのではないかと感じました。

来年度になりますけれども、それこそ療育です。療育コーディネーターの役割ということで、先日も議会の中でご答弁いただきましたけれども、もう一度各園に行って相談に乗ってもらうとか、そういうことだったと記憶しております。私がもしお願いができるのであればということですけども、療育というところの理解というか、なかなかやっぱり難しかったりと。発達障害と言われてもいろんな形が、子どももそうです、大人もそうです。発達の

でこぼこというのはもちろん皆さんが抱えていて、それが生活に支障が出るようになっていたり、人間関係がうまく築けなくなると、障害というように言われるんだと思います。でも、本当にそのように検査ではっきりするという方達よりも、本当にグレーゾーンの人たちが多くて、そのこのところにどういう関わりをすとか、支援の仕方とかそういうものが、もしこの療育コーディネーターの方がその専門家であるのであれば、いろんなところで講演会を開いていただいたり、いろんない勉強会を組んでいただいたりとか、幼稚園や小学校、そのこの保育士さんや先生方とは違う一般の方を対象としたそのような事業も取り組まれていくのかを、最後に質問させていただきたいと思います。お願いします。

議長

( 中根 幸男 君 ) 朝比奈健康こども課長。

健康こども

( 朝比奈礼子 君 ) 健康こども課長です。増田議員のご質問にお答えします。

課長

まず療育コーディネーターですけども、令和5年度からこの事業を始めたいと考えております。療育コーディネーター1名を配置して、健康こども課付という形になります。実際の事業、活動の内容ですけども、もう既に巡回相談という形で各町内の幼稚園・保育園に特別支援学校の校長をやった先生がいらっしゃって、その先生が巡回相談をしております。その先生と一緒に療育コーディネーターが巡回相談をしまして、療育が必要な子を遊びをしながらの確認、それから担任の先生とのお話を受けて、この子にとってどのような支援が必要か、どのような支援が適切かということについてお話をし、それを園が実施していくと形になります。そういうアドバイスをさせていただくという形になります。

それと、もう一つが親子遊びの教室といたしまして、3歳から5歳の療育の教室ですけども、これについては保育園・幼稚園関係なく、小集団での療育支援が必要な方に対して、各年少・年中・年長の学年ごとに、月に1回程度を年間大体10回から11回の教室を行っております。その教室の運営、それからその対象者の選定

といたしますか、園との調整の中でこの子は必要なのかなというところを決めさせてもらっておりますが、そういった仕事をやっていただくと今のところ思っております。

それと、各園から巡回相談、親子の遊びの教室というところで上がってきたお子さんについての対応についてはそういう形になりますが、それ以外にやっぱりちょっと気になるよというようなお子さんについては、その都度相談をこちらが受けまして、療育コーディネーターに繋げて、その子に対しての支援はどうしたらいいのかなというところについては、個別に相談に乗っていくという形になると思います。

それから、来年度の事業の中でそういう療育コーディネーターの方が一般住民向けに講演会、それから勉強会等を開くというのはどうでしょうかという話ですけども、これにつきましては、特にまだ計画はしておりませんが、何かしらの形でそういうことはできるといいのかなと思っております。名前を忘れてしまったんですけど、今年度に1回、子育ての関係の講師の方を招いて講演会、それからグループワークをそこでやるという形で設けております。同じような形で何かしらの方法で、一般の方にもそういう療育が必要な子がこのような形でいるんだよとか、対応についてはどうなのかなというところについては、知っていただくことは大変重要かなと思っておりますので、また今後検討していきたいと思っております。

議 長

( 中根 幸男 君 ) ここでしばらく休憩します。

( 午後 3時15分 ~ 午後 3時25分 休憩 )

議 長

( 中根 幸男 君 ) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

町長から議案第35号が提出されました。

これを日程に追加し、追加議事日程第3号の追加1の第1として議題としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 中根幸男君 ) 「異議なし」と認めます。

議案第35号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加議事日程、第3号の追加1の第1、議案第35号「令和5年度森町一般会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 中根幸男君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町 長

( 太田康雄君 ) ただ今追加して上程されました、議案第35号「令和5年度森町一般会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ40,400千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,181,400千円とするものであります。

今回の補正の理由について申し上げます。国は、新型コロナウイルスワクチン接種について、3月7日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会で今後の接種に係る法令改正の諮問手続きを実施し、その答申に基づき、令和5年春開始接種として5月から8月にかけて65歳以上の高齢者と、重症化リスクの高い方及び重症化リスクが高い方が集まる医療機関や介護施設等の従事者を対象に追加接種の機会を提供するよう通知しました。これに伴い、春開始接種に係る費用を計上するものでございます。また、5歳から11歳の小児を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンが2月28日に薬事承認され、接種可能となったことから、同ワクチンの接種の機会を提供するための費用等を計上するものでございます。

それでは以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。

7・8ページ、4款1項2目、予防費40,400千円のうち、まず、

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業10,400千円につきましては、国の通知に基づき、ワクチン追加接種の機会を速やかに提供するための経費でございます。具体的には、接種券一体型予診票などの印刷製本費、郵送料、健康管理システム改修委託料などでございます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業30,000千円につきましては、国の通知に基づき、令和5年度春開始接種を開業医等で個別接種を行うワクチン接種委託料、また、森町病院が行う個別接種や集団接種会場での接種に加え、小児を対象としたオミクロン株対応2価ワクチン接種、乳幼児の初回接種に係るワクチン接種に対する負担金でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款1項2目、衛生費国庫負担金30,000千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業に要する費用に対する国の負担金でございます。

2項3目、衛生費国庫補助金10,200千円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に対する国の補助金でございます。

20款1項1目、繰越金200千円につきましては、財源調整として計上するものでございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

（ 中根 幸男 君 ）以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

明後日、3月24日午前9時30分、本会議を開き、付託議案に対する委員長報告、討論・採決、追加議案に対する質疑・討論・採決を行います。

本日は、これで散会します。

（ 午後 3時31分 散会 ）